

4 施策の展開

施策の展開の見方

I

男女平等意識の高揚と人権尊重

—男女の人権が大切にされるまちにしましょう。—

基本目標の下に位置付けられる施策目標と施策を記載しています。

施策目標

① 男女平等意識の高揚とジェンダー[※]に敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

指標

項目名	策定時	現状	目標 (平成30年度)
1 「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に反対（「どちらか」というと反対）も含む）する市民の割合	45.6% <small>(平成19年度市民意識調査)</small>	51.1% <small>(平成24年度市民意識調査)</small>	60.0%

施策

(1)家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり
(2)意識改革のための広報、啓発活動の推進 **重点**
(3)市職員研修の充実・強化 **重点**

重点は、重点的な施策を示しています。

施策目標

1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

現状と課題

- 固定的な性別役割分担に対する意識は、性別や年齢層により差があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野で不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会の形成に配慮するよう定めています。

社会で様々な活動を行う際には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といわれるように、個人としてではなく性別によって役割を期待されることがよくあります。これは人々がジェンダーにとらわれ、また、それに基づく制度や慣行などがあるためです。

■ 施策(1) 家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり

様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点を反映するように努めます。

NO	事業	内容	担当課
1	市民意識調査の実施	定期的に市民意識の状況を把握し、施策の成果を検証する基礎資料とします。	市民生活課
2	市職員意識調査の実施	市職員の意識調査を行い、男女共同参画意識の状況を把握します。	職員課 市民生活課

施策目標ごとに市の現状についてポイントを記載しています。

施策ごとに具体的事業と内容、担当課を記載しています。

この基本目標がどの程度達成されたのかを測るための指標です。

施策の展開

男女平等意識の高揚と人権尊重

—男女の人権が大切にされるまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 男女平等意識の高揚とジェンダー[*]に敏感な視点に立った制度・慣行の見直し	(1)家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり (2)意識改革のための広報、啓発活動の推進 重点1 (3)市職員研修の充実・強化 重点5
② 男女平等意識を育む教育の推進	(1)学校教育等における男女平等教育の推進 (2)家庭における男女平等教育の促進 (3)男女平等の視点に立った社会教育の推進 重点1
③ 女性の性の尊重	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [*] の理解の促進と母子保健の充実
④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発 重点2 (2)被害者支援システムの整備・充実 重点2 (3)メディアにおける性・暴力表現への対応

指標

項目名	策定時	現状	目標 (平成30年度)
1 「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に反対(「どちらかという反対」も含む)する市民の割合	45.6% (平成19年度)	51.1% (平成24年度)	60.0%
2 社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	9.6% (平成19年度)	9.9% (平成24年度)	15.0%
3 「隠れたカリキュラム [*] 」の点検	なし (平成20年度)	なし (平成24年度)	調査結果の公表
4 男女共同参画関連の出前講座開催回数	1回 (平成20年度)	0回 (平成24年度)	3回
5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の周知度	4.3% (平成19年度)	4.1% (平成24年度)	20.0%
6 DV [*] 対策基本計画の策定	なし (平成20年度)	なし (平成24年度)	策定検討

男女平等意識の高揚とジェンダー*に敏感な視点に 立った制度・慣行の見直し

現状と課題

- 固定的な性別役割分担*に対する意識は、性別や年齢層により差があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野で不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会*の形成に配慮するよう定めています。

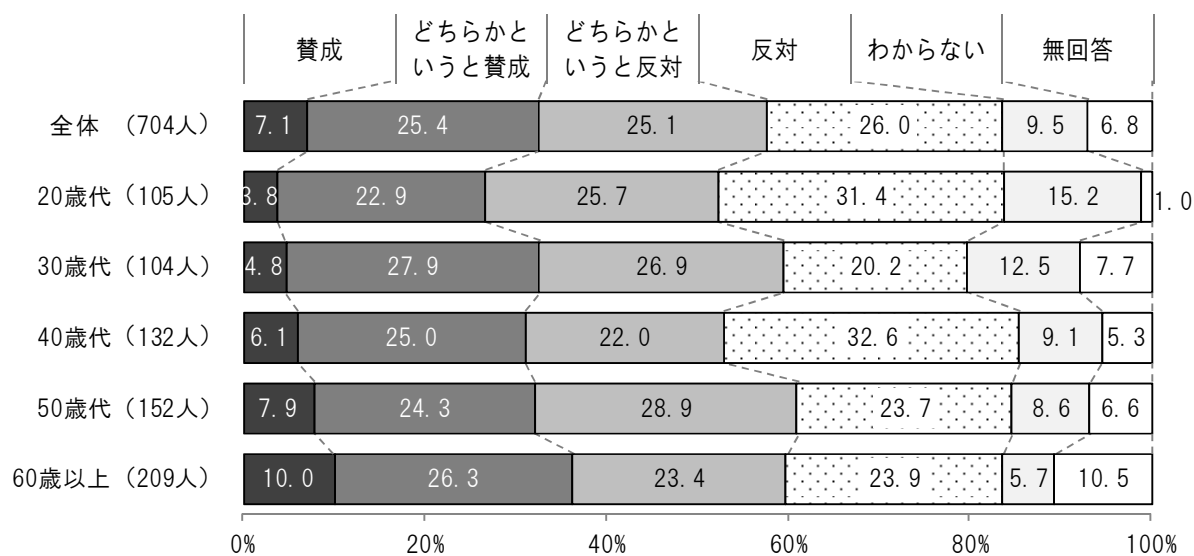
社会で様々な活動を行う際には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といわれるように、個人としてではなく性別によって役割を期待されることがよくあります。これは人々がジェンダーにとらわれ、また、それに基づく制度や慣行などがあるためです。

本市では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、“反対”（51.1%）が“賛成”（32.5%）を大きく上回り、半数に達しています。（P14 図表 19）。しかしながら、固定的な性別役割分担意識について、“賛成”とする回答が 20 歳代では 26.7%、30 歳代では 32.7%存在することから若い世代の中でも固定的な性別役割分担意識が見受けられます（図表 20）。

また、全国と比べると、本市は社会通念、慣習・しきたりにおいて「平等」と回答した割合が低い（P11 図表 15）ことから、家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行をジェンダーの視点で見直す必要があります。

なお、基本法第 4 条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第 15 条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

図表 20 “夫は外で働き妻は家庭を守るべきである”について（年齢別）



資料：市民意識調査

図表 21 基本法第4条及び第15条

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

■ 施策(1) 家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり

様々な分野における男女間の格差やニーズ*の違いを把握し、施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会*を実現するための視点を反映するように努めます。

NO	事業	内容	担当課
1	市民意識調査の実施	定期的に市民意識の状況を把握し、施策の成果を検証する基礎資料とします。	市民生活課
2	市職員意識調査の実施	市職員の意識調査を行い、男女共同参画意識の状況を把握します。	職員課 市民生活課

■ 施策(2) 意識改革のための広報、啓発活動の推進 **重点1**

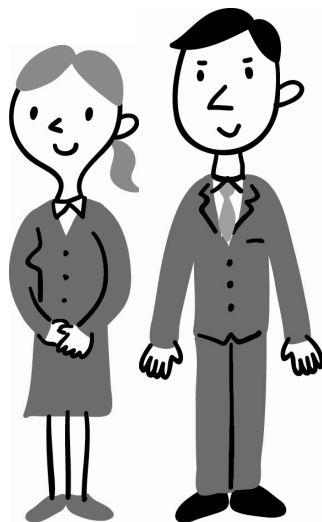
男女共同参画社会やジェンダー*について正しい知識を普及させるため、市民にわかりやすい啓発と情報提供に努めます。

NO	事業	内容	担当課
3	差別的表現の改善	男女の差別的な表現の改善に向けて、表現基準を作成・運用し、広報などメディアによる情報発信に生かします。	市民生活課
4	市民への周知・啓発	広報やホームページなどでの男女共同参画関連情報掲載による市民に周知や身近なテーマでの講座開催による啓発を行います。	
5	市職員への周知・啓発	庁内報の充実や、男女共同参画に係る各種統計データの公表による市職員への意識啓発を強化します。	

■ 施策(3) 市職員研修の充実・強化 重点5

すべての市職員がジェンダー^{*}に敏感な視点で業務にあたることができるよう、市職員の意識を高めます。

NO	事業	内容	担当課
6	新採用職員研修の実施	市役所、学校、幼稚園、保育所において、男女共同参画に関する研修を実施し、職員の意識向上を図ります。	職員課
7	職員研修の実施		職員課 市民生活課
8	保育士研修の実施		こども課
9	教職員研修の実施		学校教育課



男女平等意識を育む教育の推進

現状と課題

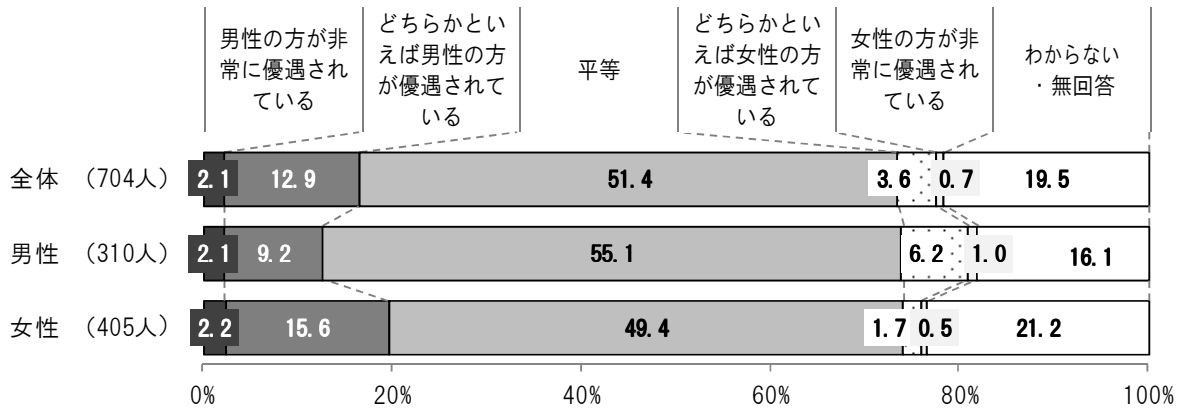
- 学校生活は比較的男女平等が進んでいますが、気付かない不平等が心配です。
- 男女共同参画の基本的知識が市民に伝わっていません。

学校教育の場においては、「平等」と回答する市民の割合は5割を超えています。この結果は、他の分野に比べると高い割合ではありますが、学校生活の中で無意識のうちに言葉や男女の役割分担が決められていること（「隠れたカリキュラム^{*}」といわれる。）があるとされています。

一方、男女共同参画に関する用語は市民への周知度が低いものが多く、「ジェンダー^{*}」「ワーク・ライフ・バランス^{*}」「男女共同参画社会基本法^{*}」の周知度を見ると、いずれも2割に達していない状況です。

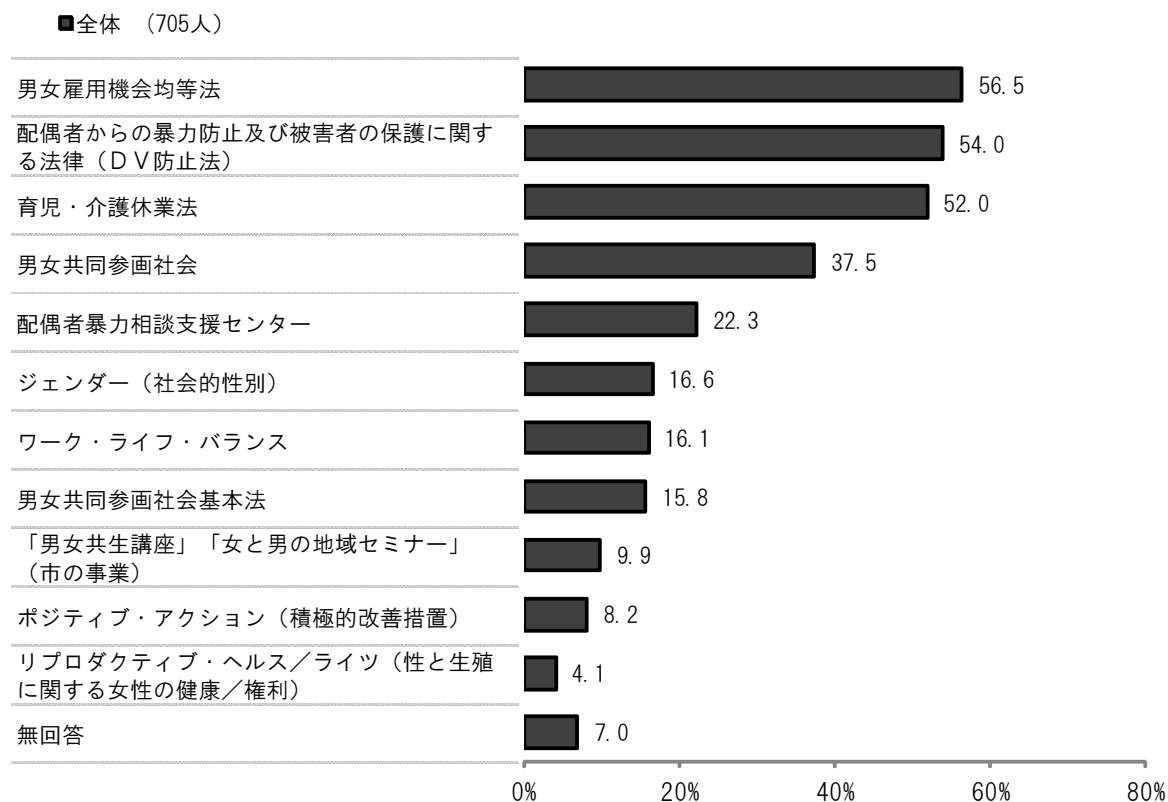
市民の学習機会としては生涯学習がありますが、行政が役割を担う社会教育において、男女共同参画に関する学習機会が確立されていないのが現状です。

図表 22 学校教育の場における男女の地位



資料：市民意識調査

図表 23 男女共同参画に関する用語の周知度



資料：市民意識調査



■ 施策(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女平等の精神を高める学習と、個性や能力を重視した教育を推進します。

NO	事業	内容	担当課
10	人権教育の充実	様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を育成していくとともに、隠れたカリキュラム*の点検・見直しに取り組み、男女共同参画の視点に立った教育環境づくりに取り組みます。	学校教育課
11	男女混合名簿*の導入		

■ 施策(2) 家庭における男女平等教育の促進

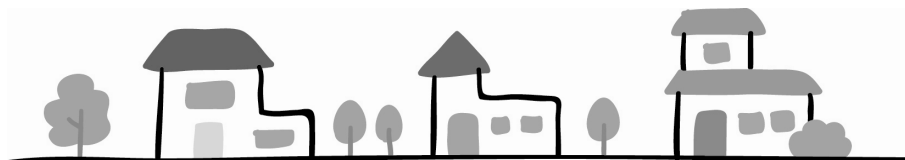
しつけや生活習慣の形成過程で男女平等意識が育まれるよう、男女共同参画の視点を反映した子育てを支援します。

NO	事業	内容	担当課
12	家庭教育学級の開催	入園前の子どもと保護者に対し、男女共同参画の視点からの子育てセミナー等を開催します。	中央公民館
13	子育てひろばの開催	保護者自身の性別役割分担*意識の改革により、家庭内での子どもの個性を大切にされた子育てを推進します。	こども課 市民生活課
14	人権教育の充実（再掲）	園児・児童・生徒の保護者に対し、家庭において男女共同参画意識を育てる子育ての学習会を開催します。	学校教育課
15	幼稚園・保育所保護者向け子育て学習会の開催		こども課

■ 施策(3) 男女平等の視点に立った社会教育の推進 **重点1**

市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
16	人権教育講座の開催	市民を対象とし、男女共同参画や人権にかかわる様々なテーマで講座やセミナーを実施します。	生涯学習課
17	男女共生講座の開催		市民生活課
18	男性向け講座の開催		
19	関連図書読書の推進	図書館において関連資料や雑誌など最新の男女共同参画関連情報を提供します。	渋川市立図書館



現状と課題

- 男女が互いに性を尊重できるよう理解を深める必要があります。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*について、市民が理解を深める必要があります。
- 女性のライフスタイル*の多様化により、子どもを安心して産み育てられる保健環境の整備が重要となっています。

女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会*の形成にあたっての前提です。子どもを産む、産まない、いつ何人産むか、安全で満足のある性生活、子どもを健康に産み育てるなど、女性自らが選び、決定できることが権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）として尊重されなければなりません。

近年は働く女性の増加や婚姻年齢・出産年齢の上昇など女性のライフスタイルが多様化しており、子どもを安心して産み育てられる保健医療環境の整備がますます重要となっています。

一方、性行動が低年齢化しており、性の逸脱行為などは社会問題となっています。



■ 施策(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の理解の促進と母子保健の充実

男女が互いに性を理解し、尊重しあえるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解の促進を図るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等の意識、性に関して自ら考え判断する能力を育てます。また、妊娠、出産期における健康管理を支援し、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

NO	事業	内容	担当課
20	妊婦健康診査への助成	妊娠中の異常の早期発見・早期治療のため対象者に経済的な助成を行い、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。	健康管理課
21	妊産婦・新生児訪問指導の実施	妊婦訪問や新生児訪問指導により妊娠・出産期の相談体制を充実します。	
22	不妊治療への助成	不妊治療中の女性に対し、安心して治療を継続できるよう、経済的負担を軽減し、妊娠につながるよう支援します。	
23	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の周知・理解促進	広報などにより、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の言葉の周知を図ります。	市民生活課
24	性に関する指導の充実	学校における保健、道徳、特別活動等の学習の中で、エイズ教育や正しい性に関する教育を推進します。	学校教育課
25	思春期 心と体の健康相談の実施	思春期の心と体の健康相談を行い、思春期における不安や悩みの解消を図ります。	健康管理課

現状と課題

- 女性の暴力被害は深刻な問題となっています。
- 暴力の被害を受けても、第三者に相談しない（できない）女性も少なくありません。
- 女性の人権を侵害している性的な表現が見受けられます。

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、平成 16 年には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれた改正がされ、その後、平成 19 年には配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とするなどを定めた一部改正が行われました。

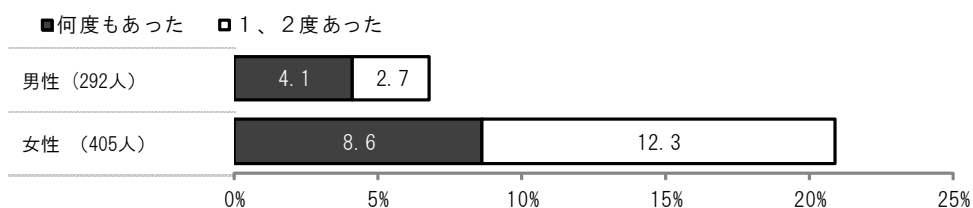
内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成 23 年）では、“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかを 1 つでも受けたことが「何度もあった」という人は女性で 10.6%、男性で 3.3%となっています。

市民意識調査によると、本市の女性では、恋人や配偶者からの身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けた経験について、「1、2 度あった」が 12.3%、「何度もあった」が 8.6%となっており、女性の暴力被害は深刻な問題となっています（図表 24）。また、このような暴力被害に遭った女性の相談先は、家族や友人に相談する人が多数となっており、公的機関を利用する人はわずかです。被害に遭っても「相談しなかった」（24.1%）「相談しようと思わなかった」（18.4%）とする女性も少なくありません（図表 25）。その理由は、「自分さえ我慢すれば、このままなんとかやっていくことができる」「相談しても無駄」「相談するほどのことではない」が主にあげられますが、このほか「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかった」「恥ずかしい」が多くなっています（図表 26）。

これは“女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である”という社会的な認識が浸透していないことにも起因していると思われます。

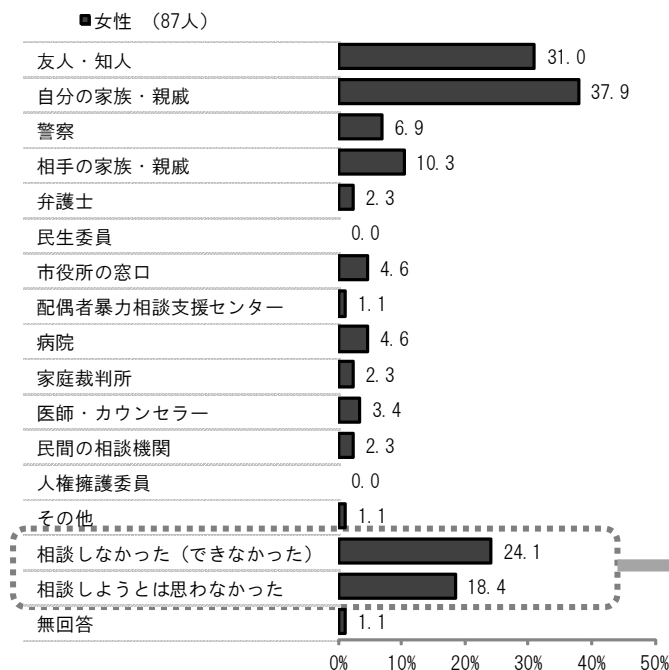
また、情報化の進展に伴い、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は増大していますが、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調する表現が少なからず見受けられます。

図表 24 配偶者や恋人から暴力を受けた経験

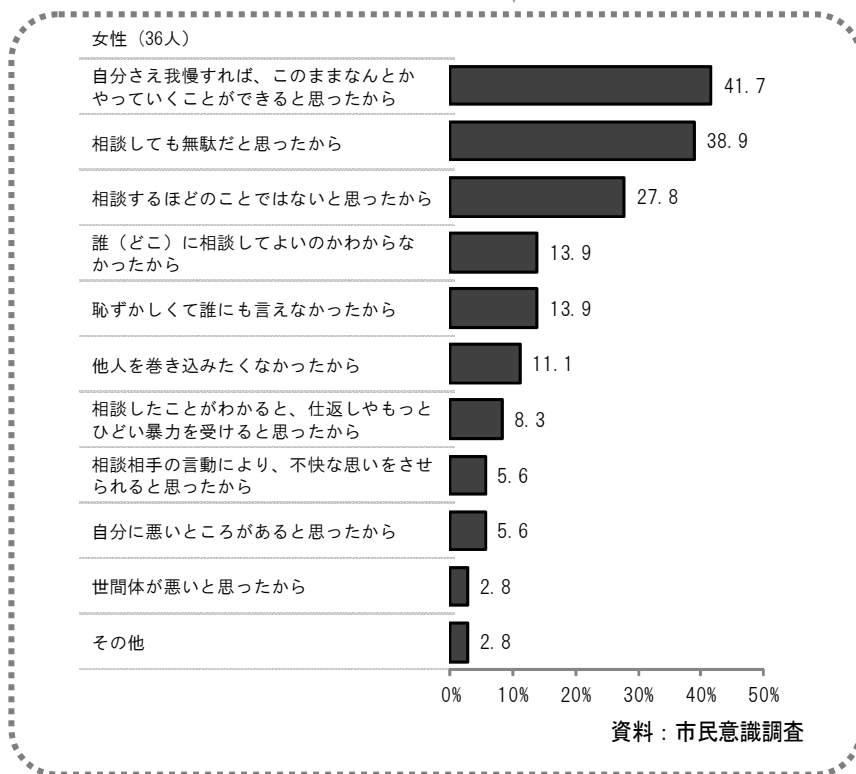


資料：市民意識調査

図表 25 暴力を受けた時の相談先



図表 26 相談しない理由



資料：市民意識調査

■ 施策(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発 重点2

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて啓発を行うとともに、二次被害を防止するために被害者と接することになる関係者への啓発や研修を行います。

NO	事業	内容	担当課
26	女性に対する暴力防止関係者研修会の実施	研修会の開催やDV*防止月間における学習会等により、関係職員等の資質の向上を図ります。	市民生活課
27	市民への周知・啓発(再掲)	女性に対する暴力を許さない人権尊重社会の形成について広報等を通じて啓発します。	

■ 施策(2) 被害者支援システムの整備・充実 重点2

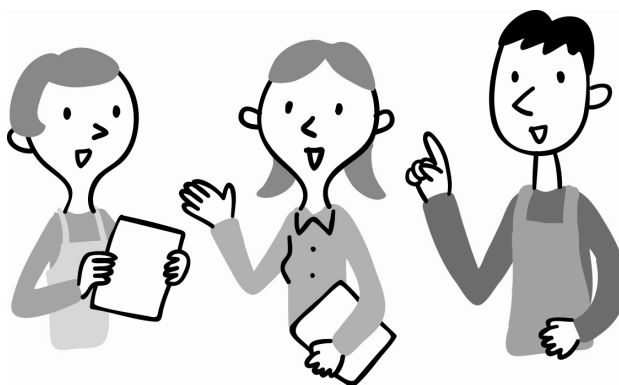
相談窓口の周知を図るとともに、暴力に遭った市民が相談しやすい体制をつくります。また、本市の実情に合わせ、DV防止、被害者の保護から自立支援に至るまでの施策を総合的に講じるための方針を定めます。

NO	事業	内容	担当課
28	DV対策基本計画の策定	女性に対する暴力に対処する法制度など必要な情報を的確に提供するとともに、関係機関の連携を強化し、暴力に悩む女性への総合的な支援に取り組みます。	市民生活課
29	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止にとどまらず、支援を要するすべての子どもを視野に入れ、情報交換や必要な支援等の協議を行います。	こども課
30	家庭児童相談員による相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて専門的な相談を行います。	職員課 市民生活課
31	ハラスメント相談体制の充実	職場におけるセクシュアル・ハラスメント*等に対する相談体制を整備し、性差等による差別のない健全な職場環境を確保します。	

■ 施策(3) メディアにおける性・暴力表現への対応

メディアなどによる女性の人権侵害を防ぐため、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や女性の性的側面のみを強調する表現の問題について啓発するとともに、青少年の健全育成に向け、地域の環境浄化活動を推進します。

NO	事業	内容	担当課
32	メディアにおける女性の人権尊重の啓発	女性の人権侵害を防ぐため、性の商品化問題について広報等を通じて啓発します。	市民生活課
33	青少年の健全育成（地域環境調査・街頭補導巡視の実施）	定期的に青少年の健全育成に有害な施設・自動販売機等の所在を調査し、地域の健全な環境を守ります。	生涯学習課



家庭における男女共同参画の促進

—未来の人づくりと健康づくりのもととなる家庭を応援するまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 男女が家庭責任を担える環境づくり	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進 重点4 (2)家事・育児・介護における男女共同参画の促進
② 子育てや介護を社会で支える環境づくり	(1)子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 重点4 (2)介護にかかわる多様なサービスの提供と支援 重点4
③ 心身の健康づくりへの支援	(1)生涯を通じた健康づくりの推進 (2)生涯にわたるスポーツ活動の推進

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
7	家庭生活において男女平等であると感じている市民の割合	22.7% (平成19年度)	28.4% (平成24年度)	35.0%
8	ファミリー・サポート・センター* 会員数	393人 (平成19年度)	1,009人 (平成24年度)	1,000人
9	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん 検診受診率	乳がん：20.9% 子宮頸がん：22.1% 前立腺がん：17.9% (平成19年度)	乳がん：26.3% 子宮頸がん：26.7% 前立腺がん：24.1% (平成24年度)	乳がん：50.0% 子宮頸がん：50.0% 前立腺がん：50.0%

現状と課題

- 家庭の仕事分担のほとんどを女性が担っているのが現実です。共働きの女性にも負担が大変重くなっています。
- 女性はパートナー（配偶者）に仕事と家事・育児など家庭生活の両立を望んでいますが、現実では男性は仕事や自分の活動が優先されている状況がうかがえます。
- 子育て世代の父親も仕事が忙しい状況が見られます。

男女がともに社会の活動を担っていくためには、家庭生活を共有し、家族としての責任を果たすことも重要です。

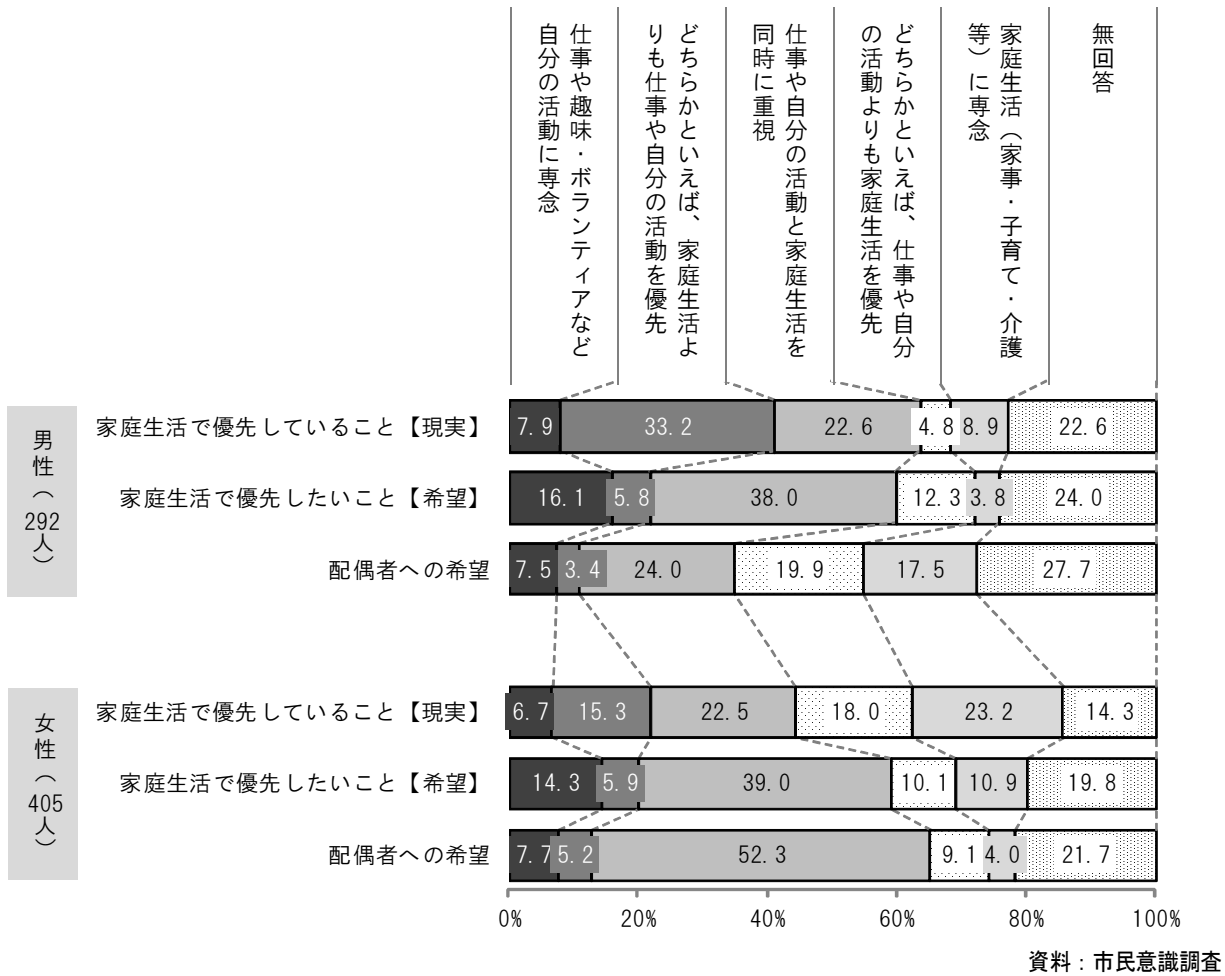
しかしながら、市民意識調査によると、家庭生活で優先することの現実と希望についての女性の回答は、現実では“仕事と生活の両立”と“家庭優先”が拮抗していますが、希望では“仕事と生活の両立”が圧倒的多数です。

男性は、希望では女性と同様に“仕事と生活の両立”と答えているものの、現実には“仕事や自分の活動優先”となっている傾向です。このほか、4割近い男性が配偶者に対し“家庭優先”を望んでおり、ここでも女性は家庭を重視すべきという男性の潜在的な意識がうかがわれます（図表 27）。

また、家庭生活における役割分担を見ると、食事のしたく、育児・しつけは、共働き、準共働き家庭（区分は資料編参照）を問わず「妻」の役割に大きな違いはみられません。看護・介護でも「妻」の役割は、共働き家庭と準共働き家庭が非共働き家庭を上回るなど、共働き家庭における女性の負担が重いことがうかがえます（図表 28）。

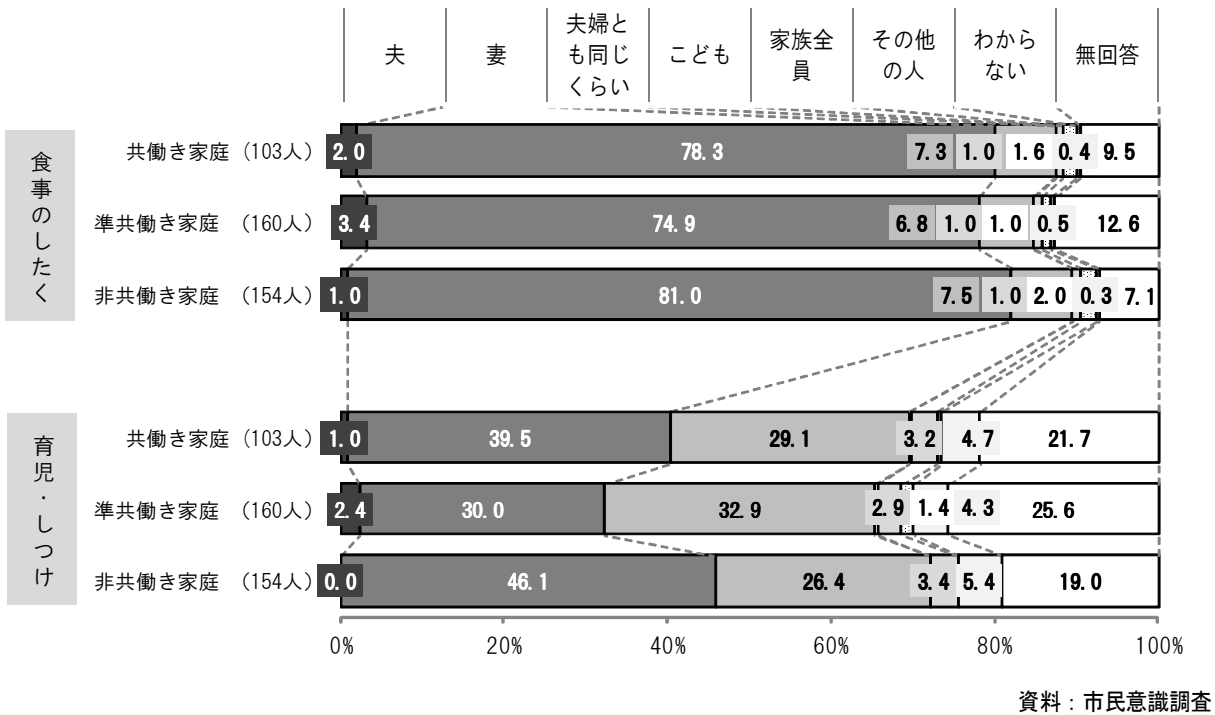
一方で、30歳代男性の長時間労働（週 60 時間以上）は顕著です。“週 35～59 時間”をみても、20歳代、40歳代男性が 70%以上であり、20歳代女性では 62.9%、30歳代女性でも 44.7%にのびります。このことから、長い労働時間が、男女で家庭責任を担うことを難しくしていると考えられます（図表 29）。

図表 27 家庭生活で優先すること

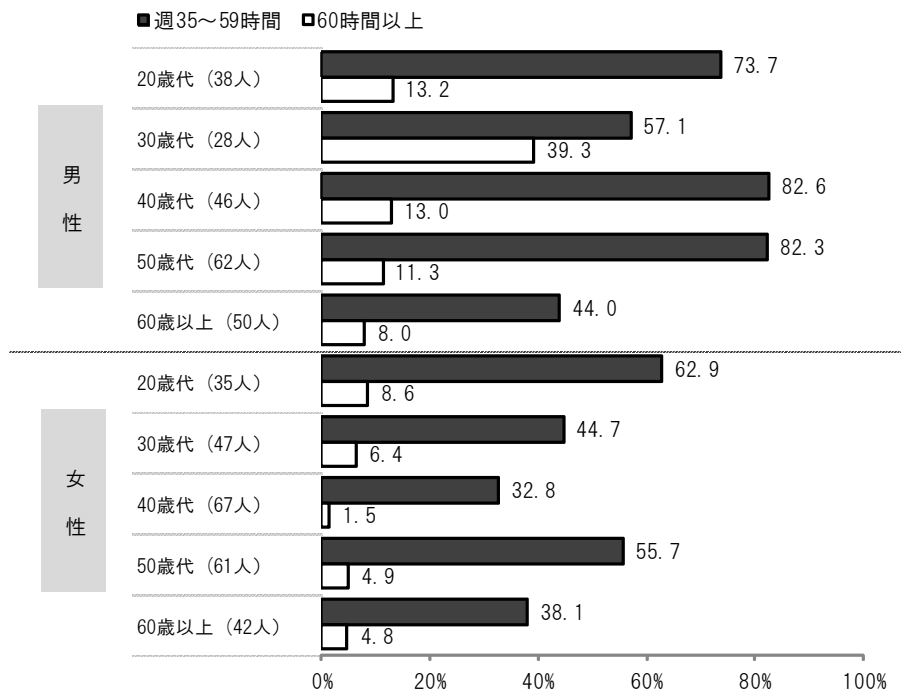


施策の展開
基本目標Ⅱ

図表 28 家庭の仕事分担



図表 29 週あたりの平均的な就業時間（年齢別）



資料：市民意識調査



■ 施策(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進 重点4

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めます。

NO	事業	内容	担当課
34	仕事と子育て両立のためのワーク・ライフ・バランス推進	仕事と家庭生活の調和*を図ることの必要性や取り組みの事例について情報提供します。	こども課
35	ファミリー・フレンドリー企業*に関する情報提供	取り組みの進んでいる企業についての情報提供により、育児・介護休業取得促進を啓発し、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	商工振興課

■ 施策(2) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

男性が家事、育児や介護など家庭における役割を認識し、男女で家庭責任を担えるよう実践的な講座も含めた啓発を行います。

NO	事業	内容	担当課
36	男性の料理教室の開催	男性が食生活に関心をもち、自分自身の健康を守るための食の自立を支援します。	健康管理課
37	両親学級の開催	主に初妊婦とパートナーを対象に、夫婦（男女）で担う育児の心構えや準備などを伝えます。	
38	すくすく教室の開催	第1子の1歳までの乳児とその親を対象に、夫婦（男女）で育児をすることの大切さや方法を伝えます。	
39	家族介護教室の開催	介護の知識や技術の習得、介護者の健康や病気を正しく理解するための教室、講演会や交流会を行います。	高齢福祉課

現状と課題

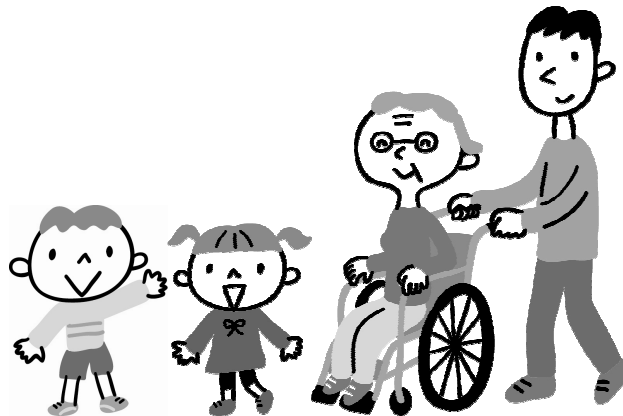
- 核家族化の進展などにより、子育てをする親の負担が重くなっています。
- 看護や介護も、担い手は女性が中心です。
- 女性の社会進出が進み、生き方が多様化しているなか、男女が互いの能力を發揮できるよう、子育てや介護においても多様なサービスの提供や支援が求められています。

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化などから、子育ての時間的、体力的負担や、精神的不安に悩む母親が増えており、子育ての情報を得たり、相談することができる、あるいは気軽に子どもを預けることができるよう、社会での支援が求められています。

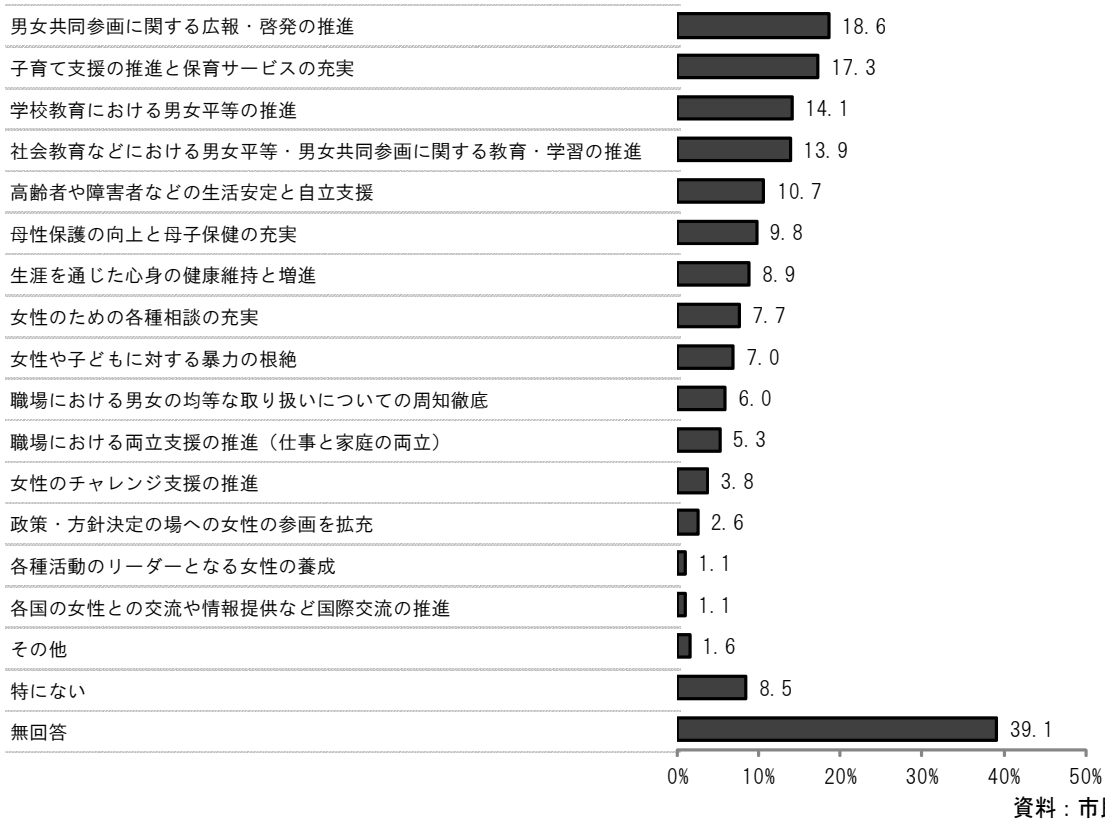
市民意識調査においても、男女共同参画社会*を形成するための施策で取り組みが進んでいることとして、「男女共同参画に関する広報・啓発の推進」が最上位にあげられており、続いて「子育て支援の推進と保育サービスの充実」があげられています（図表 30）。

また、少子高齢化が進んでいることにより、介護への不安や負担増に対し、高齢者や障害者が安定し、自立した生活ができるよう社会の支援体制の整備が望まれています（図表 31）。

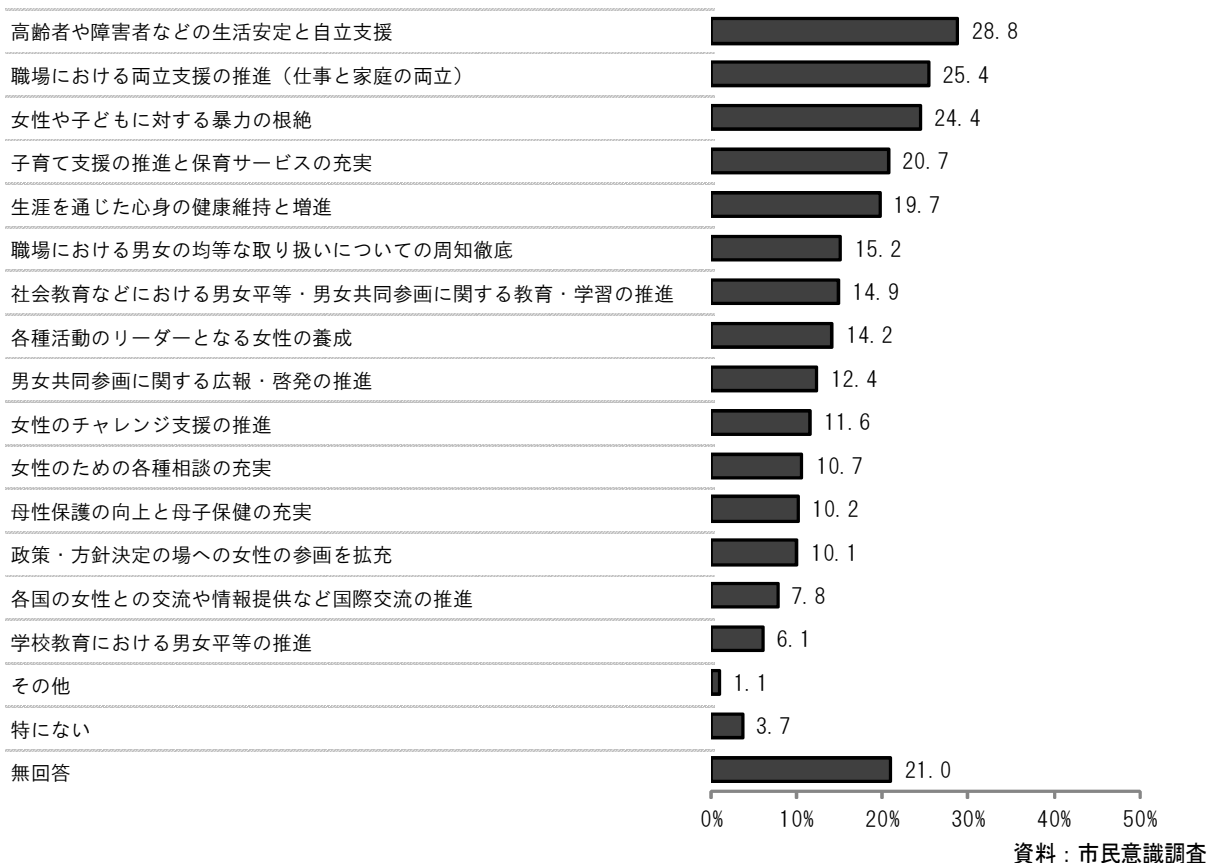
男女が共に互いの能力を發揮できるよう、社会全体へ男女共同参加に関する意識を浸透させていくとともに、家族・地域・社会で支えあう環境づくりが必要です。



図表 30 男女共同参画社会*を形成するための市の施策（取り組みが進んでいると思うこと）
全体（704人）



図表 31 男女共同参画社会を目指すための市の施策（これから必要だと思うこと）
全体（704人）



■ 施策(1) 子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 重点4

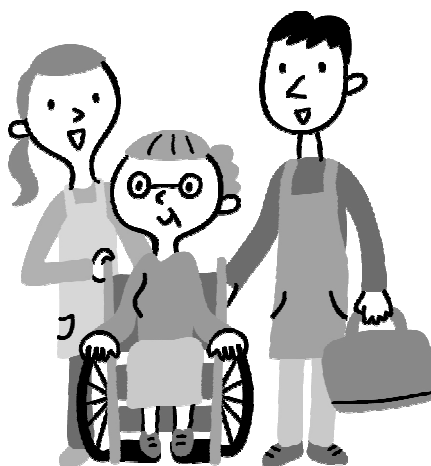
市民・地域と協働^{*}し、子どもの健やかな成長に向けて安心して子育てができる環境を整備します。

NO	事業	内容	担当課
40	乳幼児健康診査の実施	各月齢になった子どもとその親を対象に保健指導・歯科保健指導等を行うとともに、育児不安の解消を図ります。	健康管理課
41	産前・産後サポートの実施	サポーターが訪問し、育児や家事のサポートを行い、安心して育児や日常生活が営めるよう支援します。	こども課
42	延長保育 [*] の実施	多様な保育ニーズ [*] に応じていくとともに、園児の発達に合わせた保育を実施していきます。	
43	一時預かり [*] 保育の実施		
44	低年齢児保育・3歳児保育の充実促進		
45	障害児保育の充実促進		
46	病児・病後児保育の実施		
47	ファミリー・サポート・センター [*] 運営の充実		
48	放課後児童クラブ [*] 運営の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に適切な遊びや生活ができる場を提供します。	
49	地域子育て支援センター [*] の充実	子育てや親子の交流の場、相談指導、情報提供、子育てサークルなどを支援します。	
50	子育て支援の情報提供	子育て中の父母等を対象に、広報、子育てガイドなどを配布するとともに、市ホームページによる情報提供も充実させていきます。	
51	青少年や親の悩み電話（面接）相談の実施	悩みのある子どもやその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。	生涯学習課 こども課
52	家庭児童相談員による相談の実施		

■ 施策(2) 介護にかかわる多様なサービスの提供と支援 **重点4**

ひとり暮らしや要介護となっても高齢者が地域で安心して暮らせる地域ケアを推進します。また、障害のある人を介助する家族への支援を充実します。

NO	事業	内容	担当課
53	高齢者に対する包括的支援の充実	高齢者が地域で生活する上での様々な問題に対して、地域包括支援センターの専門職員が総合的なマネジメントを行います。	地域包括支援センター
54	在宅介護支援の充実	高齢者や障害のある人の生活を支援する各種福祉サービスを提供するとともに、障害のある人やその家族の相談支援を充実します。	高齢福祉課 社会福祉課
55	障害者の訪問入浴サービスの充実		
56	障害者等日中一時支援の充実		
57	障害者相談支援の充実		
58	在宅介護者への訪問指導の充実	在宅で介護している人で健康管理上の支援が必要な場合に、保健師が訪問指導を行います。	健康管理課



現状と課題

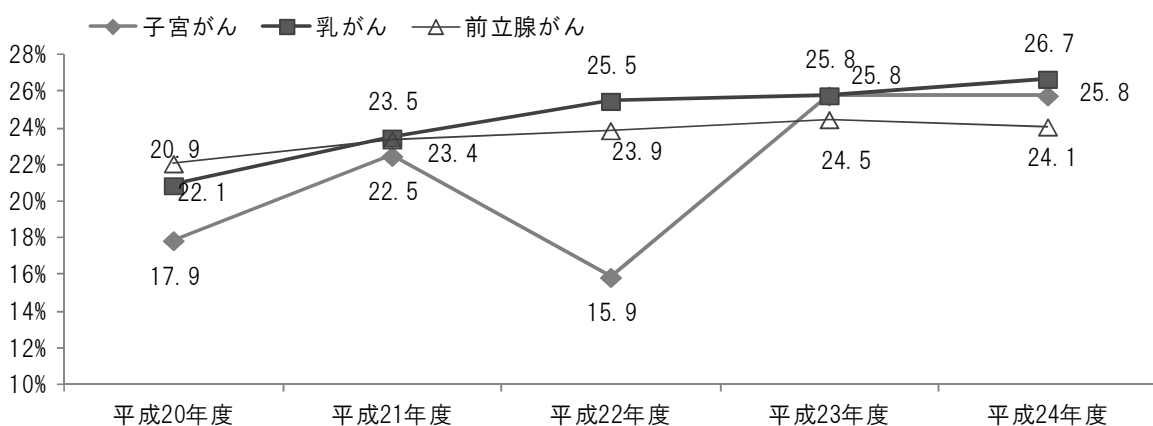
- 乳がんにかかる人が多くなっていますが、検診を受診する人は少ない現状です。
- 日常生活のなかで、決まった運動をしている女性は多くありません。

わが国の女性のがん罹患率が第1位である乳がんは、年々増加傾向にあります。乳がんは自己検診で発見されるものも多く、早期に発見された場合の治癒率は高いとされていますが、受診や自己検診を行う女性は少ないのが実態です。また、子宮がんは発症年齢が低年齢化していますが、がん検診受診率は乳がん同様低い状況です（図表 32）。

女性は閉経による女性ホルモン減少により、骨粗しょう症にかかる割合が高く、男性に比べ転倒・骨折が要介護の大きな原因となっています。生涯にわたり健康を維持するためにも、筋力の低下や閉じこもりなどの生活機能の低下を防止し、若いときから健康に対する意識を高めていくことが大切です。

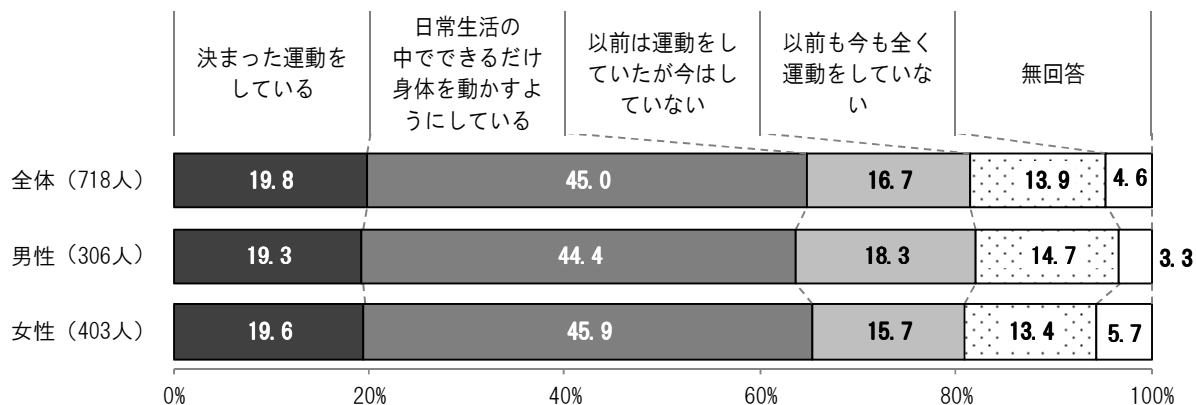
しかしながら、渋川市においての運動習慣の状況について見ると、男性では3割強、女性では3割弱が“運動をしていない”状況となっています（図表 33）。また、運動をしていない理由については、男女ともに「忙しくてする時間がない」「仕事や家事で疲れている」が回答の上位2位となっています（図表 34）。

図表 32 本市のがん検診受診率の推移



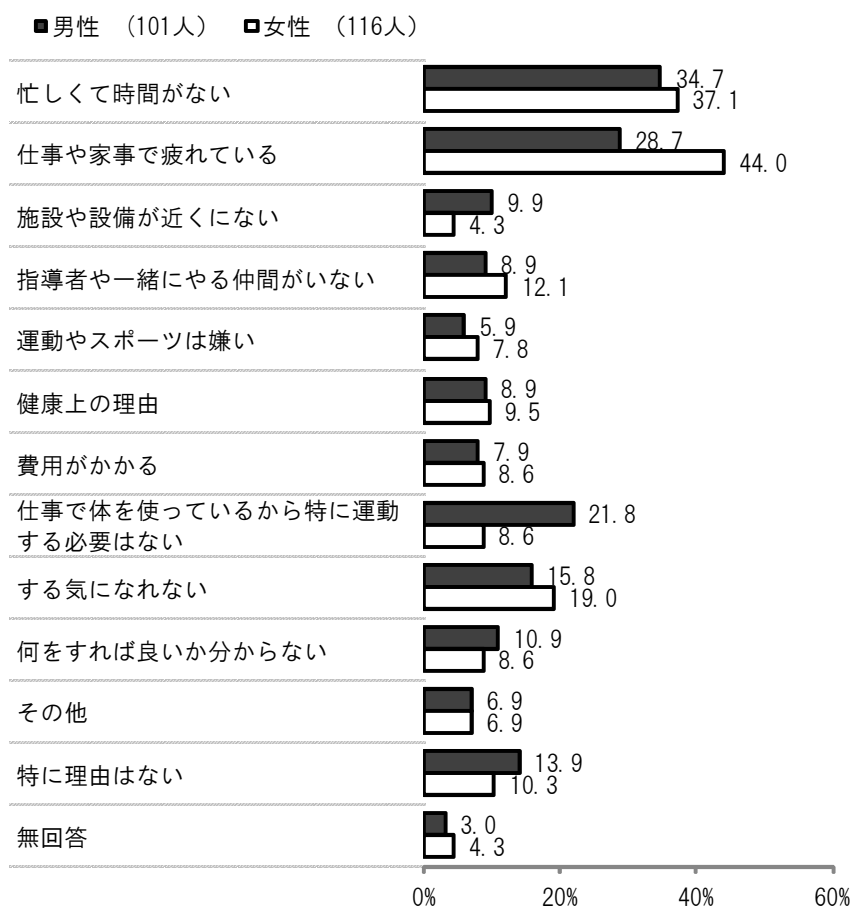
資料：渋川市(健康管理課)

図表 33 運動習慣の状況（成人）



資料：洪川市(健康管理課)

図表 34 運動をしていない理由（成人）



資料：洪川市(健康管理課)

■ 施策(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

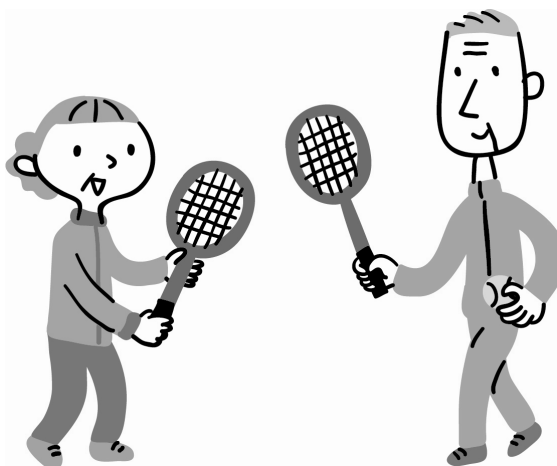
生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

NO	事業	内容	担当課
59	各種がん検診の推進	生活習慣病の予防を推進するとともに各種がん検診や骨密度検診の受診を勧奨します。	健康管理課
60	骨密度検診の推進		

■ 施策(2) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通して気軽に楽しめるスポーツを推進し、心と体の健康づくりを支援します。

NO	事業	内容	担当課
61	軽スポーツの普及	ライフステージ*に応じて多様なスポーツに取り組めるよう、市民参加のスポーツを推進します。	体育課
62	市民健康づくりの推進		
63	子どものスポーツ活動の推進		



地域社会における男女共同参画の推進

—誰もが地域の担い手になれる“ほっと”なまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1)各種審議会*等への女性の参画推進 重点3 (2)女性の市政参画の促進
② 様々な分野への女性の参画促進	(1)地域活動における男女共同参画の促進 (2)防災における女性参画の推進 重点3 (3)農業等における男女共同参画の推進
③ 地域活動と生活支援の充実	(1)高齢者・障害者の社会参画の促進 (2)ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実 (3)地域活動の促進 (4)在住外国人への支援
④ 国際社会理解と交流活動の推進	(1)多文化共生と国際理解の推進 (2)国際交流事業の充実 (3)市民の平和への理解と推進

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
10	審議会等委員への女性の登用率	17% (平成20年度)	20.8% (平成25年度)	30.0%
11	女性委員のいない審議会等の数	4 (平成20年度)	6 (平成25年度)	0
12	認定エコリーダーの女性比率	36人 (平成20年度)	27.7% (49人) (平成24年度)	35.0%
13	防災会議における女性委員登用率	1人 (平成20年度)	10.0% (5人) (平成24年度)	15.0%
14	安全安心まちづくり協議会女性登用率	23% (平成20年度)	22.7% (平成24年度)	30.0%
15	女性生産者観光特産品取扱件数	3件 (平成20年度)	11件 (平成24年度)	20件
16	シルバー人材センター会員登録率	2% (平成20年度)	2.10% (平成24年度)	3%以上
17	国際交流事業への参加者数	782人 (平成20年度)	778人 (平成24年度)	840人

現状と課題

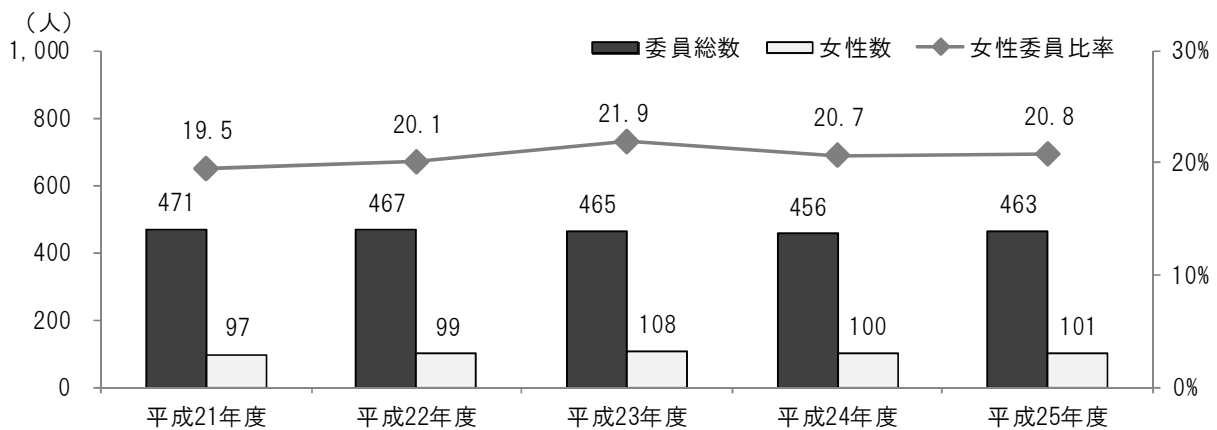
- 審議会*等委員は、組織の代表者という慣例や選出団体の固定化が見られます。
- 本市の審議会等の女性委員比率はあまり変化が見られません。

男女がともに社会を形成していくためには、意思を反映する政策や方針決定の場にもともに参画することが重要です。

市民意識調査では、職場や政治の場において6割程度の市民が“男性優遇”と回答しており、職場や政治の場における女性の発言権の低さがうかがわれます（P10 図表13）。

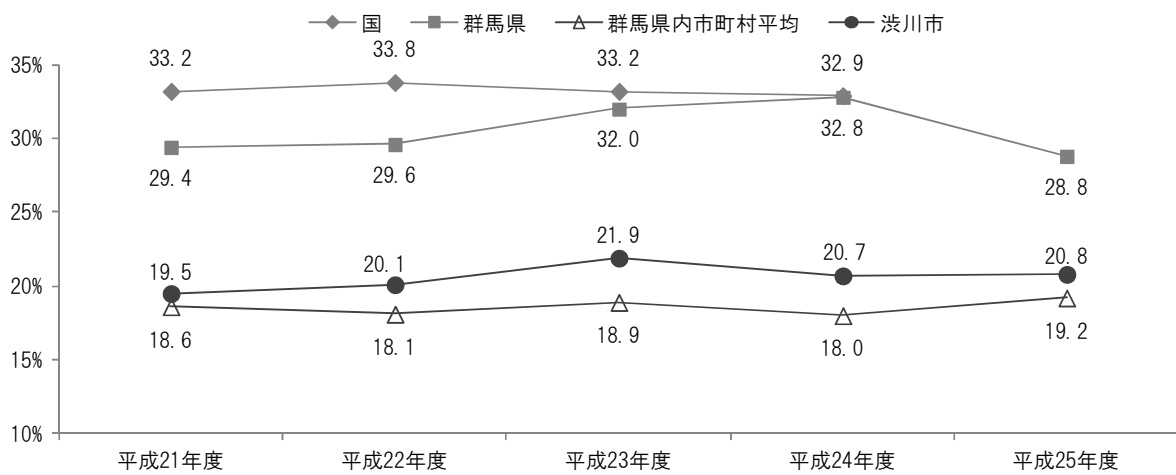
また、本市の法令・条例に基づく審議会等の女性委員数は101人、女性委員登用率は20.8%（平成25年度）と、登用推進を進めていますが、計画初年度の女性委員数97人、女性委員登用率20.6%から飛躍的な上昇はできていません。

図表 35 市の審議会女性委員比率の推移



資料：渋川市(市民生活課)

図表 36 審議会*等における女性委員の比率（国・県と比較）



資料：渋川市（市民生活課）



■ 施策(1) 各種審議会*等への女性の参画推進 重点3

平成 30 年度までに審議会等への女性委員登用比率 30%とする目標を着実に達成するための取り組みを強化します。

NO	事業	内容	担当課
64	女性登用率調査・公表の実施	審議会等の女性委員の登用状況について定期的な調査を行うとともに、市民に公表します。	市民生活課
65	女性委員選任要領の作成	女性委員の登用促進に向けて、市が審議会等の委員を委嘱する際の要領を定めます。	

■ 施策(2) 女性の市政参画の促進

女性の市政への参画を推進し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘と活動支援に取り組めます。

NO	事業	内容	担当課
66	女性人材リストの作成	委員経験者や一般公募による登録者をリスト化するとともに、適切な管理と活用を図ります。	市民生活課
67	対話集会の開催	市政が身近なものとなるよう市長等との懇談を行います。	秘書広報課
68	市民団体等との連携による推進事業の実施	市民団体等との連携による男女共同参画推進講座等を実施します。	市民生活課

現状と課題

- 団体の代表者は男性が選ばれるという慣習があったり、女性の参画意識も高くありません。
- 企業や団体においても意思決定の場にある女性は少ない状況です。
- 地域課題の解決や、災害対応に向け、男女が協力して取り組んでいくことが求められています。

社会の成熟化などに伴い、地域住民によるボランティア活動、NPO*による活動等、地域住民が社会の形成に主体的に参画し、互いに協力し合う活動が活発になっています。

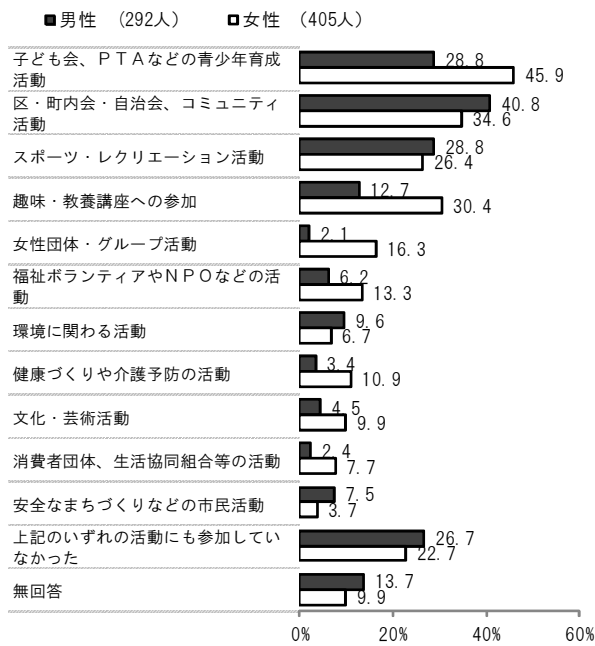
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、男女共同参画の視点から多くの課題を浮き彫りにしました。加えて、震災以外の様々な災害対応において、「自助、共助、公助」による支え合い・助け合いはもとより、地域の中で男女共同参画を実現することは、とても重要な意味を持っています。

市民意識調査によると「区・町内会・自治会、コミュニティ*活動」「スポーツ・レクリエーション活動」「環境に関わる活動」「安全なまちづくりなどの市民活動」では男性の参加が多く、女性では「子ども会、PTAなどの青少年育成活動」「趣味・教養講座への参加」「女性団体・グループ活動」に多く、男女のバランスが取れていない状況があります(図表37)。

加えて、「行事などの企画は主に男性がしている」や「代表者は男性から選ばれる慣例がある」「お茶くみや食事準備など女性が担当している」などから、“意思決定の場は男性、実質的活動は女性”という状況がうかがえます(図表39)。

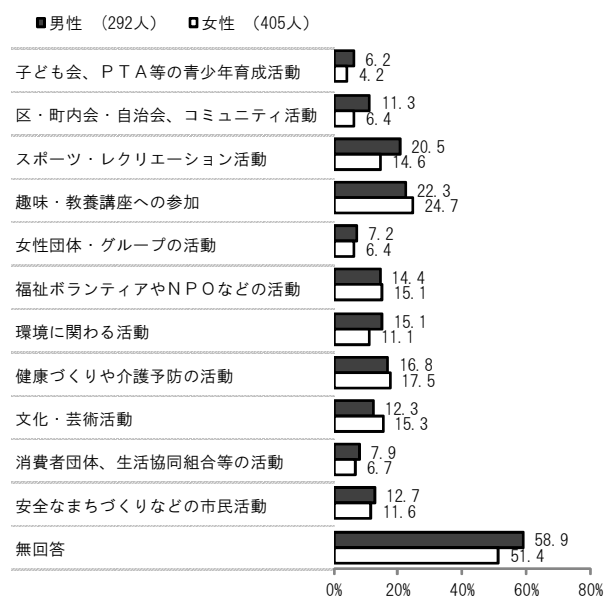
なお、地域全体に関わる自治会、コミュニティ活動では、女性の今後の参加意向を見ても低調であり、趣味・教養講座やレクリエーション活動への参加意向が高くなっています(図表38)。

図表 37 地域活動への参加状況



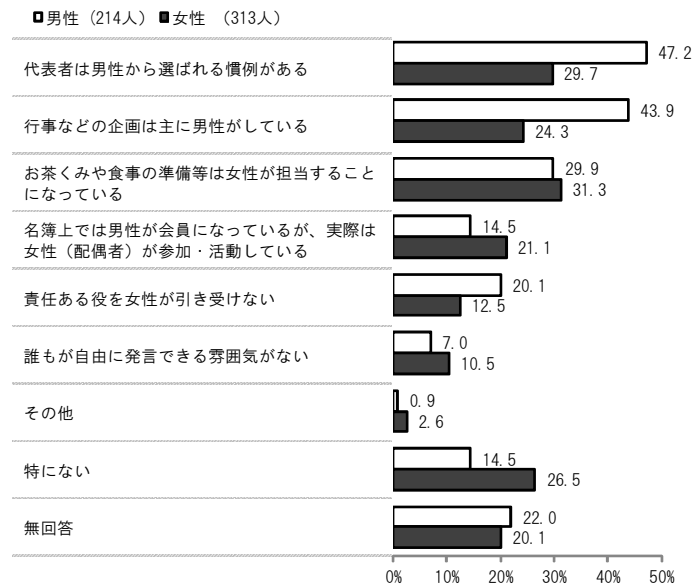
資料：市民意識調査

図表 38 地域活動への参加意向



資料：市民意識調査

図表 39 地域活動の場の状況



資料：市民意識調査

■ 施策(1) 地域活動における男女共同参画の促進

性別や年齢に関わらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援するとともに、男女共同参画の推進の必要性について周知を図ります。

NO	事業	内容	担当課
69	出前講座の実施	出前講座により、地域活動を活性化するための男女共同参画の必要性について啓発を行います。	生涯学習課 市民生活課
70	市民環境大学 エコ・リーダーズセミナーの実施	環境保全活動の指導的役割を担う女性エコ・リーダーを育成し、環境分野に男女の視点を反映させます。	環境課
71	自治会等地域活動への男女共同参画推進	自治会役員等への女性の積極的な参画について啓発します。	市民生活課

■ 施策(2) 防災における女性参画の推進 重点3

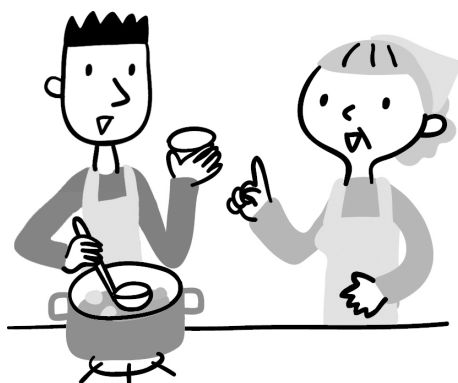
安心して暮らせる地域づくりに向け、男女の視点を積極的に取り入れた防災や地域防犯に取り組めます。

NO	事業	内容	担当課
72	防災会議への女性委員登用推進	防災会議における女性委員の登用推進に取り組み、防災計画の見直し時には女性の意見を反映させていきます。また、「安全安心のまちづくり協議会」において女性の登用を推進します。	行政課
73	安全安心まちづくり推進(地域防犯)		
74	自主防災組織への女性の参画推進	自主防災リーダー養成講座への女性参加を促進し、自主防災組織及びその活動への女性参画の必要性を啓発します。	
75	緊急時マニュアルの作成	緊急時の対応マニュアルを作成し、緊急時に備えます。	学校教育課

■ 施策(3) 農業等における男女共同参画の推進

地域での新たな活動分野である、地域おこし活動において女性の参画を促進し、リーダーの育成に取り組みます。

NO	事業	内容	担当課
76	観光農業・特産品開発の推進	本市の特性を生かした観光農業や特産品づくりなどで活躍する女性を支援するとともに、特産品の拡大を図ります。	観光課
77	農家女性の経済的自立及び社会参画の推進	新しい農業経営のルールづくり、技術や経営能力の向上、農村地域の慣習やしきたりの見直しや働きやすい環境づくり、方針決定の場への女性の参画など行動計画が定める目標を目指し、具体的な施策を推進します。	農林課
78	家族経営協定*の推進	また、渋川市農村女性会議における学習機会の提供と、主体的に活動している女性組織の拡大と支援の充実を図ります。	農業委員会



現状と課題

- 高齢者や障害のある人が社会の一員として参加できるまちづくりが求められています。
- ひとり親家庭では、自立に向け行政や地域での支援も必要とされています。
- 在住外国人を地域の一員として受け入れ、異なる文化や風習を理解し、尊重する豊かな国際感覚が求められています。
- 地域住民の支え合いが新しい市民力として期待されます。

少子高齢化の進行に伴い、本市においても高齢者のひとり暮らしは増加しており、その内訳を見ると、女性が7割以上を占めています（図表 40）。加えて、障害のある人も増加の傾向が見られます（図表 41）。

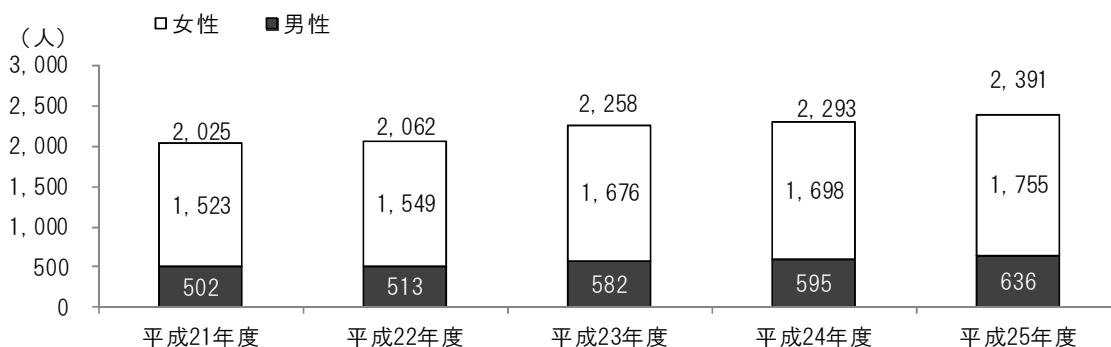
このため、高齢者や障害者の自立を支援する公的なサービスを充実させるとともに、地域社会の一員として参画できるよう推進が図られているところです。

さらに、家族形態の多様化によりひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では経済的負担や家事負担、仕事への悩みがあるといわれており、行政や地域での支援が必要とされています。

一人ひとりが地域で安全安心な暮らしを継続していくためには、地域住民の支え合いも大切です。

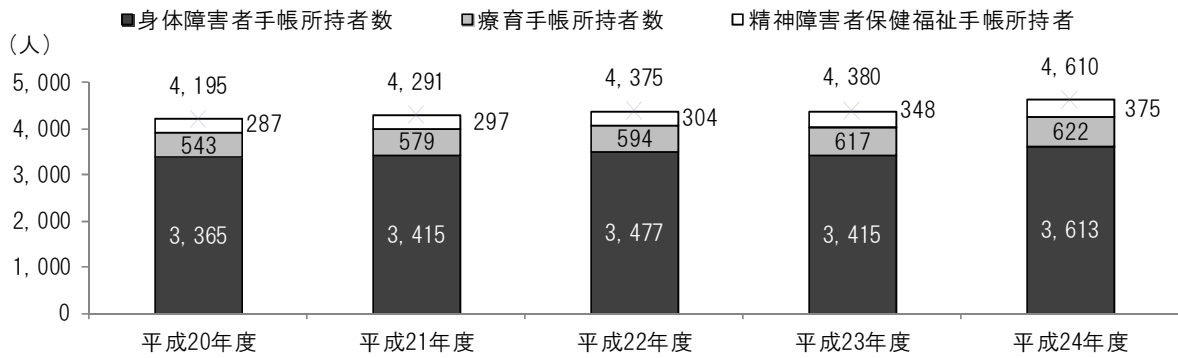
また、本市の在住外国人数は、平成 24 年 7 月で男性 188 人、女性 439 人と女性が多い状況です（図表 42）。その人数は平成 21 年度以降横ばいで推移しており、ともに地域に暮らす人々がお互いの文化の違いを認め合い、国籍や民族などの違いによらず男女が対等な関係を築いていくことも大切です。

図表 40 ひとり暮らし高齢者の推移



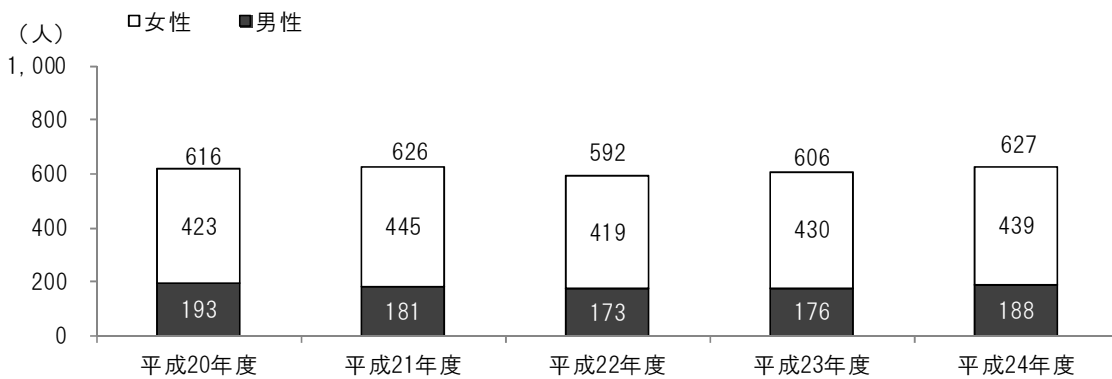
資料：浜川市(高齢福祉課)

図表 41 障害者手帳所持者数の推移



資料：渋川市(社会福祉課)

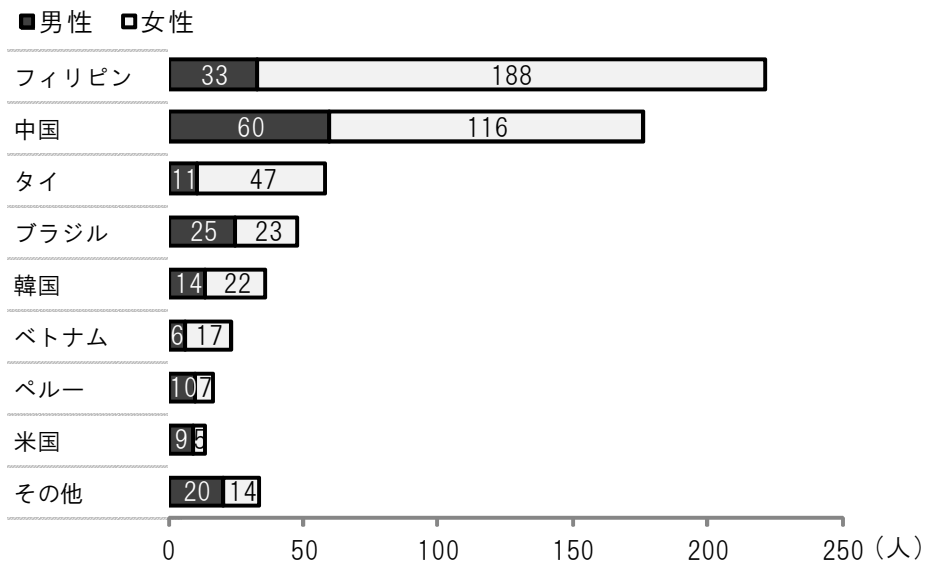
図表 42 本市の外国人登録人口の推移



※住民基本台帳法の一部を改正する法律によって、平成 24 年 7 月以降、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳の適用対象となっています。

資料：渋川市(市民課)

図表 43 本市の国籍別外国人登録人口(平成 24 年 3 月現在)



資料：渋川市(市民課)

■ 施策(1) 高齢者・障害者の社会参画の促進

ノーマライゼーション*の理念のもと、高齢者も障害者も個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進を図ります。

NO	事業	内容	担当課
79	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業の機会や自主的な生きがいをづくりのための活動を支援します。	高齢福祉課
80	老人クラブ活動への支援		
81	障害者等地域活動支援センターの運営	障害のある人の就労機会の拡大をはじめとする社会参加への支援を充実させます。	社会福祉課

■ 施策(2) ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実

母子世帯、父子世帯は仕事と家事・育児・介護など家庭生活との二重の負担があることから、それぞれの特性に応じた支援を行っていきます。

NO	事業	内容	担当課
82	母子・父子家庭等医療費助成	対象者へ医療費を助成し、健康の増進を支援します。	保険年金課
83	母子家庭自立支援給付金の支給	資格取得のための講座を受講した対象者に受講費用の一部を補助し、就労を支援します。	こども課
84	児童扶養手当*の支給	両親の離婚などによる、ひとり親世帯等の生活の安定と自立を支援します。	

■ 施策(3) 地域活動の促進

市民・地域と市の協働^{*}を進めるため、ボランティアの育成に取り組むとともに、地域活動団体への支援を充実させていきます。また、多様なボランティア団体の活動を支援します。

NO	事業	内容	担当課
85	ボランティアの育成と活動支援	高齢者や障害のある人の社会参加への支援や子育て支援などボランティアの育成と活動を支援します。	社会福祉課
86	NPO [*] ・ボランティア団体等への支援	NPO法人等への支援や、多様なボランティア活動を支援していきます。	市民生活課

■ 施策(4) 在住外国人への支援

在住外国人が円滑に市民生活を送れるよう支援します。

NO	事業	内容	担当課
87	在住外国人に対する支援	在住外国人の暮らし全般にかかわる情報提供や相談窓口を充実します。	企画課
88	在住外国人相談窓口の充実		



現状と課題

- 男女共同参画社会^{*}を実現するための取り組みは、国際社会との深い関わりの中で進められています。
- 温泉などの観光地を抱える本市では外国人観光客の増加が見込まれます。
- 市民レベルでの国際交流の推進が望まれます。
- 戦争経験者の高齢化により、戦争体験を語り継ぐ人が少なくなっています。
- 世界では戦争や紛争が起こっており、その犠牲の多くは女性や子どもです。

国際連合では、国際婦人年^{*}（昭和 50 年）に第 1 回世界女性会議^{*}を開催し「世界行動計画」を採択しました。これを受けて、日本でも昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、わが国の男女共同参画社会の実現への取り組みは新たな段階に入りました。

わが国の男女共同参画施策の取り組みは、世界の動きの中で進められてきた経緯があり、国際社会と深い関わりがあります。男女共同参画社会を推進するためには、地域だけでなく世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。

近年、世界的に交通機関や情報通信基盤の整備が進み、様々な分野でグローバル化が加速し、海や国境を越えた交流の機会が身近なものになっており、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。本市においても、伊香保温泉といった国内有数の観光地を擁しており、外国人観光客に対するホスピタリティー^{*}の意識の醸成に取り組みとともに、多文化への理解促進が必要です。

一方、高齢化が進行していることにより、戦争体験を語り継ぐことのできる人が少なくなっており、平和の大切さを伝えていくことが課題となっています。

また、世界において戦況下にある国や地域では、女性は、社会的地位の低さと女性であるということにより、暴力被害を受けるなど人権侵害の影響を被っています。難民その他の国内避難民を含む避難民の約 80%は女性と子どもであるといわれており、財産や様々な権利のはく奪とともに、暴力と不安定な生活に脅かされています。

このように、女性や子どもの戦況下における被害が甚大であることから、国際社会の平和を維持する取り組みは、男女共同参画社会を推進するためにも重要な位置を占めています。

世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会のはく奪、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状に市民一人ひとりが関心を持ち、本市の男女共同参画の推進が、世界の平和につながるのだという考え方を広めていく必要があります。

■ 施策(1) 多文化共生と国際理解の推進

子どもの頃から他国の文化に触れ、国際的視野をもった人材を育成するとともに、世界における女性の現状や多文化共生のための学習機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
89	国際理解教育（ALT*活用）の推進	ALTや外部講師とのチームティーチング*により外国語に親しみ、他国の文化を知ることによって児童・生徒の国際理解を高めます。	学校教育課
90	成人学級の開催	生涯学習の一環として、外国語講座等を開催し、国際理解を高めます。	中央公民館
91	世界の男女共同参画社会*に関する情報収集と提供	諸外国の男女共同参画に関する情報を収集し、必要に応じて情報提供を行います。	市民生活課
92	公共施設案内標識の外国語と併記表示の推進	公共施設案内標識の外国語併記表示を推進します。	企画課
93	中学生海外派遣の実施	中学生の海外派遣、姉妹都市交流やホームステイの受け入れ等を進めます。	学校教育課

■ 施策(2) 国際交流事業の充実

在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしていくため、市民レベルでの国際交流を推進します。

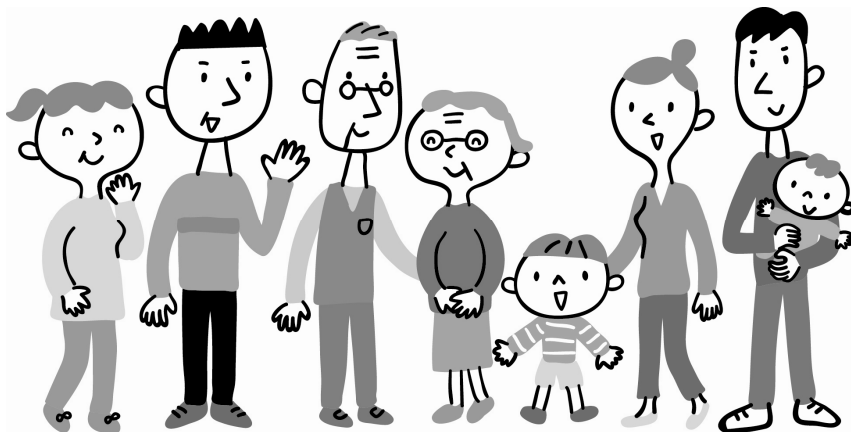
NO	事業	内容	担当課
94	国際交流協会（市民活動）支援	在住外国人に日本の文化を理解してもらう機会を提供するとともに、中学生の海外派遣、姉妹都市交流やホームステイの受け入れ等市民レベルでの交流を進めます。	企画課 学校教育課
95	中学生海外派遣の実施（再掲）		
96	友好都市・姉妹都市交流の推進		

■ 施策(3) 市民の平和への理解と推進

核兵器廃絶平和宣言都市として、恒久平和を願う市民活動を継承していきます。

また、次世代を担う子どもたちや市民に向け、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学習する機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
97	平和推進啓発ポスター・作文コンクール／平和アニメ上映会の開催	児童・生徒が平和についてを考える機会を設けるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを市民に伝えていきます。	企画課
98	平和講演会及び写真展の開催		



就業における男女共同参画の推進

—男女が対等なパートナーとして働くまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 男女が対等なパートナーとして働く環境整備	(1)事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の促進 重点4 (2)商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上
② 女性のチャレンジ支援*	(1)女性の人材育成と登用の促進 (2)再就職等への支援と環境整備

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
18	職場において男女平等と感じている市民の割合	20.1% (平成19年度)	21.4% (平成24年度)	25.0%
19	農業委員*の女性登用率	8.1% (平成20年度)	11.4% (平成24年度)	15.0%
	農村生活アドバイザー*	4人 (平成20年度)	9人 (平成24年度)	10人以上
	J A女性理事・参事数	4人 (平成20年度)	5人 (平成24年度)	5人以上
	女性起業	4グループ、2人 (平成20年度)	4グループ、2人 (平成24年度)	6グループ、4人
20	市職員の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	10.5% (平成20年度)	23.6% (平成24年度)	25.0%
21	働く女性のためのセミナー等の開催	なし (平成20年度)	1回 (平成24年度)	年4回

男女が対等なパートナーとして働く環境整備

現状と課題

- 本市の働く女性の割合は、全国を上回っています。
- 職場では“男性が優遇されている”とする人が6割近くいます。
- 農業や自営業でも女性が活躍しています。

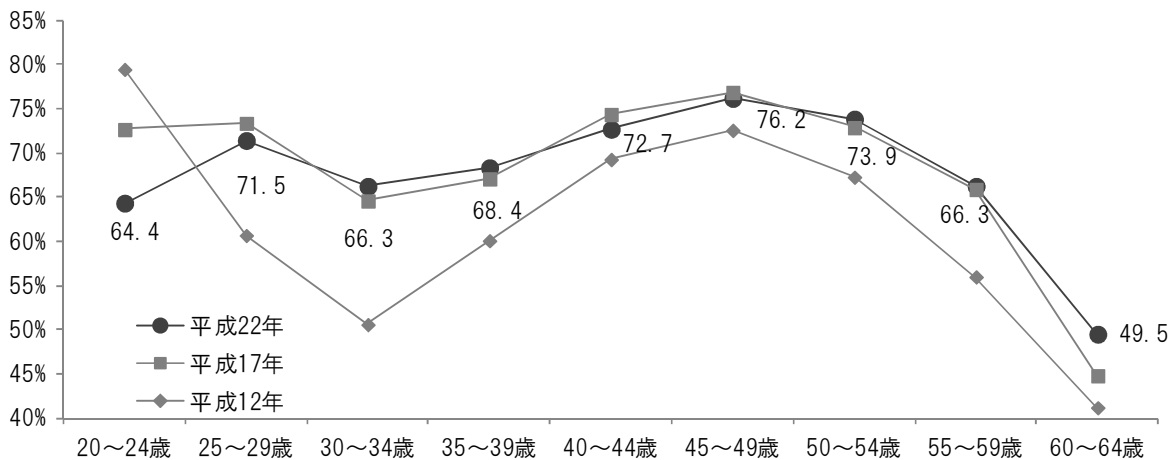
男女がともに就労により生活基盤を確立し、そこでそれぞれの能力を発揮できることは、男女共同参画社会*の目指すところですが、そのためには、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境整備が求められます。

本市の女性の年齢別労働力率*は、平成12年から比べると平成22年では上昇していますが、25～29歳で71.5%であった労働力率は30～34歳では66.3%となっており、依然としてわが国の特性となっている結婚・子育て期に労働力率が低下するM字曲線を描いています（図表44）。

しかしながら、市民意識調査結果を見ると、職場における男女の地位については、“男性が優遇されている”と感じている人が58.9%となっています（図表45）。

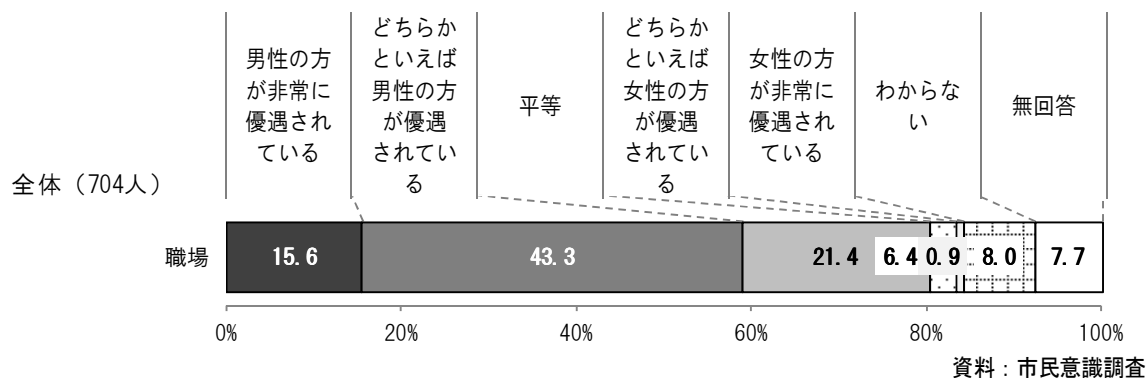
また、わが国の農業就業人口の半数以上は女性が占め、農業や地域活動の活性化等に重要な役割を果たしています。本市でも、農業技術の進展による農作業負担の軽減、活動時間の確保や加工技術等の進展により、地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売などで女性の起業活動が活発化しています。しかし、本市における家族経営協定*数は平成20年度以降微増傾向にあるものの農業従事者の半数を占める女性の中でも、経営の方針決定や資産購入ができる立場にある人はまだ少数であると考えられています（図表46）。

図表 44 本市女性の年齢別労働力率の推移（再掲）

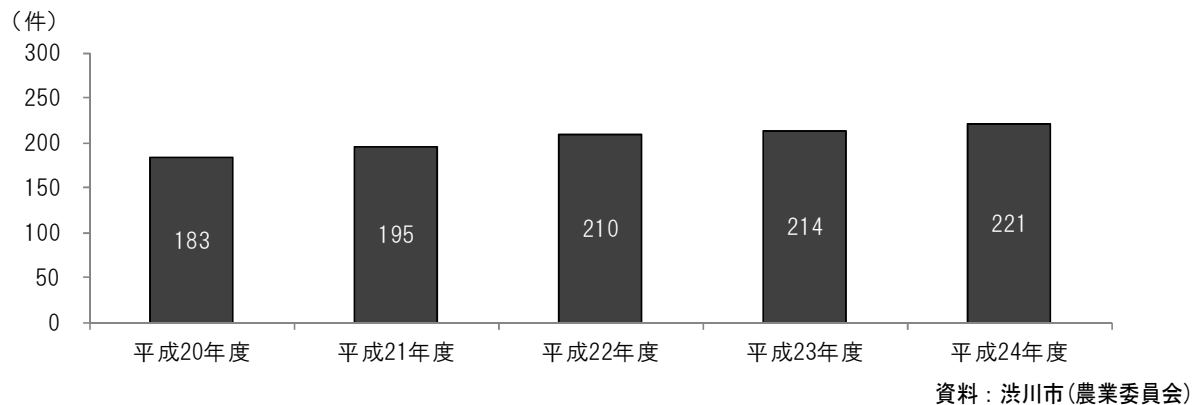


資料：国勢調査（各年）

図表 45 職場での男女の地位について（再掲）



図表 46 家族経営協定*の総数の推移

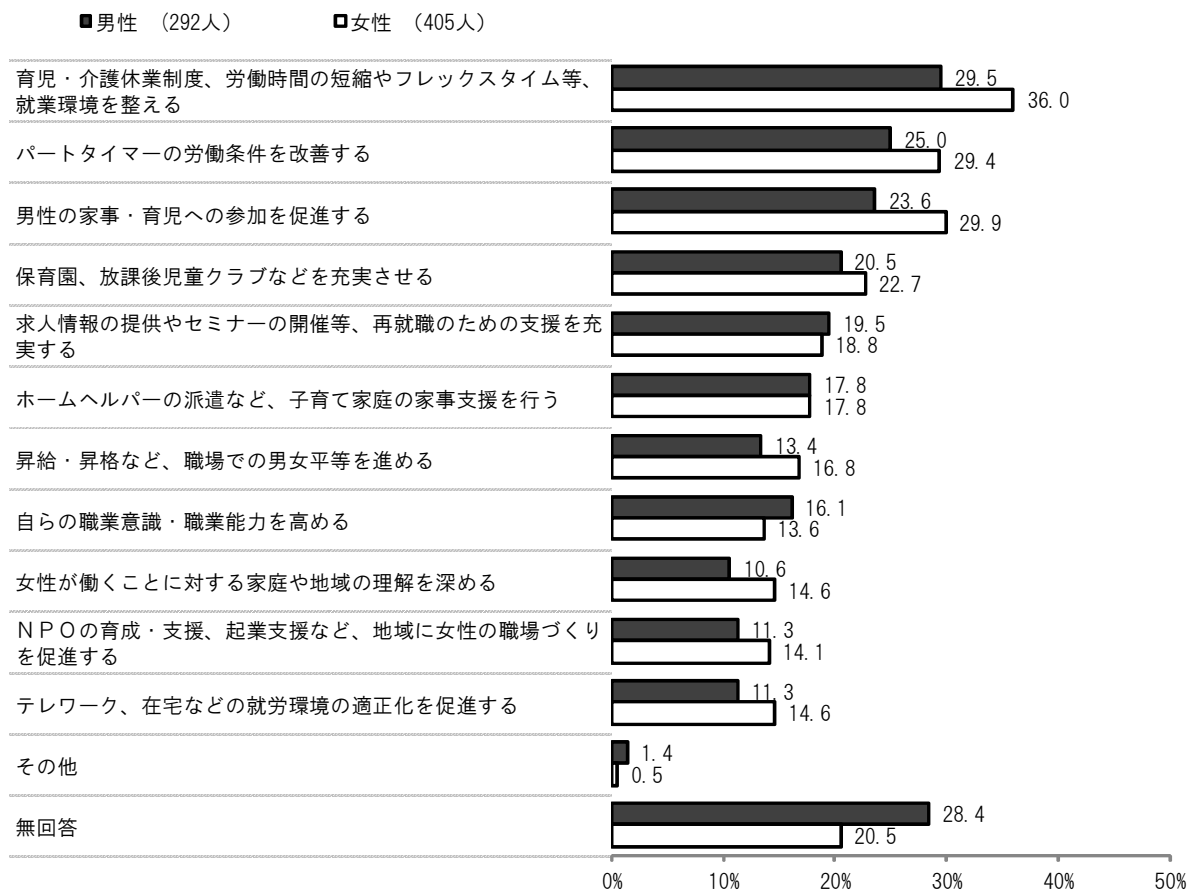


一方、市民意識調査によると、全体の6割近い人が職場においては“男性優遇”と回答しています。また、セクシュアル・ハラスメント*防止規程など制度が未整備であったり、女性は補助的な仕事が多かったり、賃金の男女差などが職場の状況として挙げられています。この様に、職場の待遇が必ずしも男女に平等とはいえない状況がうかがわれます。

なお、男女が働きやすい職場環境として、男女とも「育児・介護休業制度*等、就業環境の整備」を求める声が3割を超えています。育児休業制度が整備されているとの回答は2割以下にとどまるうえ、実際に制度を利用できる男性は女性に比べて少ない状況です。

男女共同参画社会*を目指すために市に求められている施策を見ても、保育サービスの充実を図るとともに、仕事と家庭との両立が図られるよう事業所への働きかけなどが必要とされています。

図表 47 男女がともに働きやすい環境のために必要なこと



資料：市民意識調査

■ 施策(1) 事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の促進

重点4

自分のライフスタイル*に合った多様な働き方を選択することができ、適正な労働条件が確保されるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。

NO	事業	内容	担当課
99	労働関係法や制度の普及啓発	事業所に対し、労働基準法、パートタイム労働法など労働法を遵守するよう啓発します。また、セクシュアル・ハラスメント*や職場における母性保護についても啓発します。	商工振興課
100	新採用職員研修の実施(再掲)	市職員研修において、ワーク・ライフ・バランス*やハラスメント*についての講義を行うとともに、相談体制の充実及び周知を図ります。	職員課 市民生活課
101	職員研修の実施(再掲)		
102	ハラスメント相談体制の充実(再掲)		
103	次世代育成支援特定事業主行動計画の推進・実施	次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画の推進と進捗状況を公表し、地域の模範を示します。	職員課
104	ファミリー・フレンドリー企業*に関する情報提供(再掲)	取り組みの進んでいる企業についての情報提供により、育児・介護休業取得促進を啓発し、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	商工振興課
105	労働相談の実施	労働条件や雇用等についての問題について労働相談員による労働相談を行います。	商工振興課



■ 施策(2) 商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上

商工自営業者、農業等で活躍する女性が、対等なパートナーとして働くことができるように環境改善に取り組むとともに、学習機会等の提供を推進します。

NO	事業	内容	担当課
106	農家女性の経済的自立及び社会参画の推進（再掲）	農家女性の職業人としての地位確立と、快適に働くための条件・環境の整備や農家女性の経済的自立及び社会参画を推進します。	農林課
107	家族経営協定*の推進（再掲）		農業委員会
108	働く女性への支援	就業中や再就職準備中の女性にキャリアアップやネットワークづくりなど、さらなる活躍へ繋げるための情報提供やセミナーを行います。	市民生活課



現状と課題

- 女性が職業をもつことについて、「子どもができたら、一時的に職業をやめる方が良い」と「子どもができて働き続ける方が良い」と感じる市民の割合が同程度となっています。
- 女性が働き続けることへの理解を深めるとともに、再就職しやすい環境づくりや支援を進めていく必要があります。
- 市においても女性管理職の比率は高くありません。

市民意識調査によると、家庭生活における“男性優遇”は50.6%であり全国の46.5%に比べ高く、特に女性の回答で高くなっています。

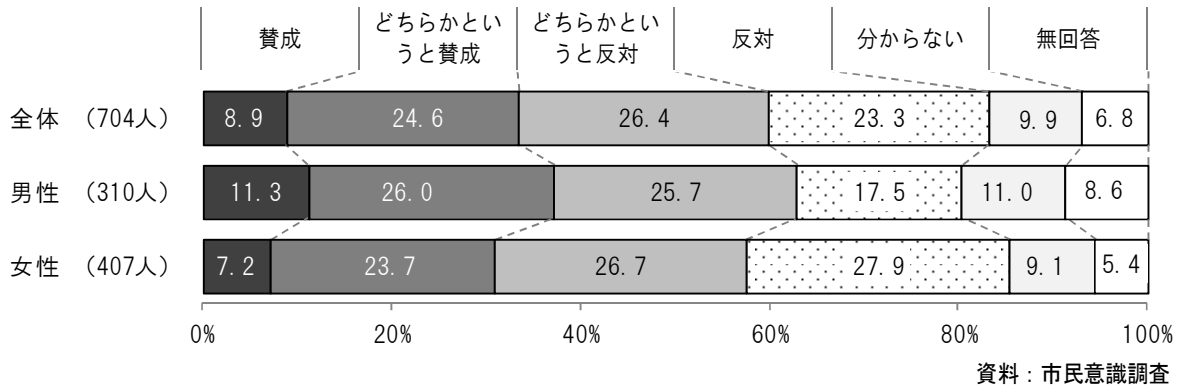
女性の結婚や就労についての考えについて見ると、“女性は結婚したら、自分より家族を中心に考えて生活した方がよい”という考え方に対し、女性は“反対”が“賛成”を大きく上回りました（図表48）。

しかしその一方で、家庭生活上で優先することについて見ると、女性の希望の優先度では「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が最も高くなっていますが、現実の優先度では「家庭生活（家事・子育て・介護等）に専念」の割合が高くなっています（図表50）。

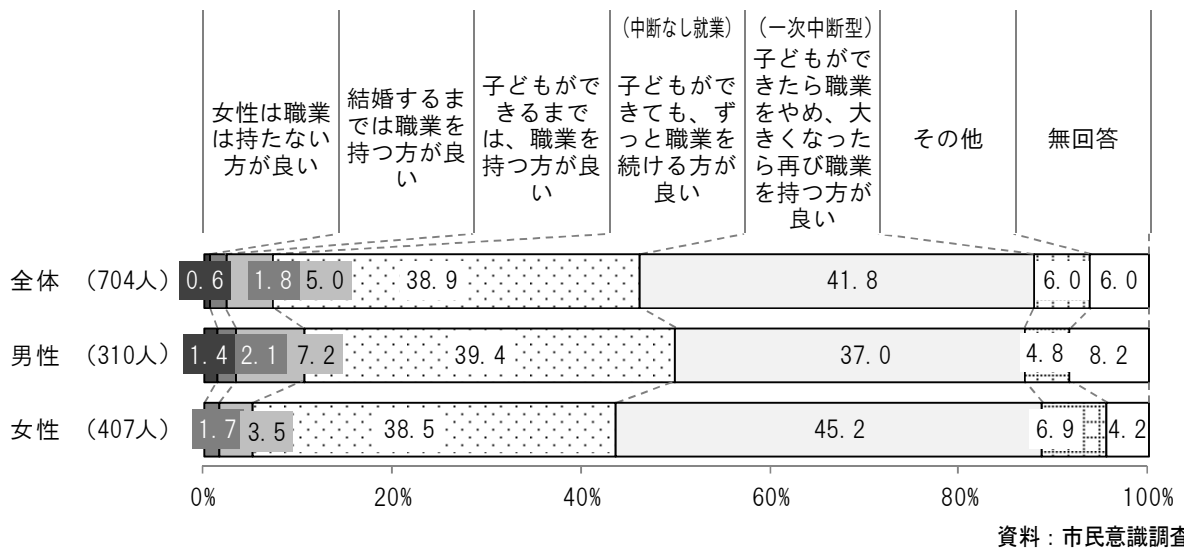
加えて、一般的に女性が職業をもつことについて、「子どもが大きくなったら再び職業をもつ方が良い」（一時中断型）、「子どもができて、ずっと職業を続ける方が良い」（中断なし就業）と同程度となっており（図表51）、依然として、女性に対して家庭生活を優先することを望む傾向があります。

女性のチャレンジ状況について、渋川市職員の女性管理職比率を見てみると、25.0%（平成25年度）となっており、計画初年度の22.1%から2.9ポイント増加していますが、登用率の継続やさらなる上昇へ向け、より一層の推進が望まれます（図表52）。

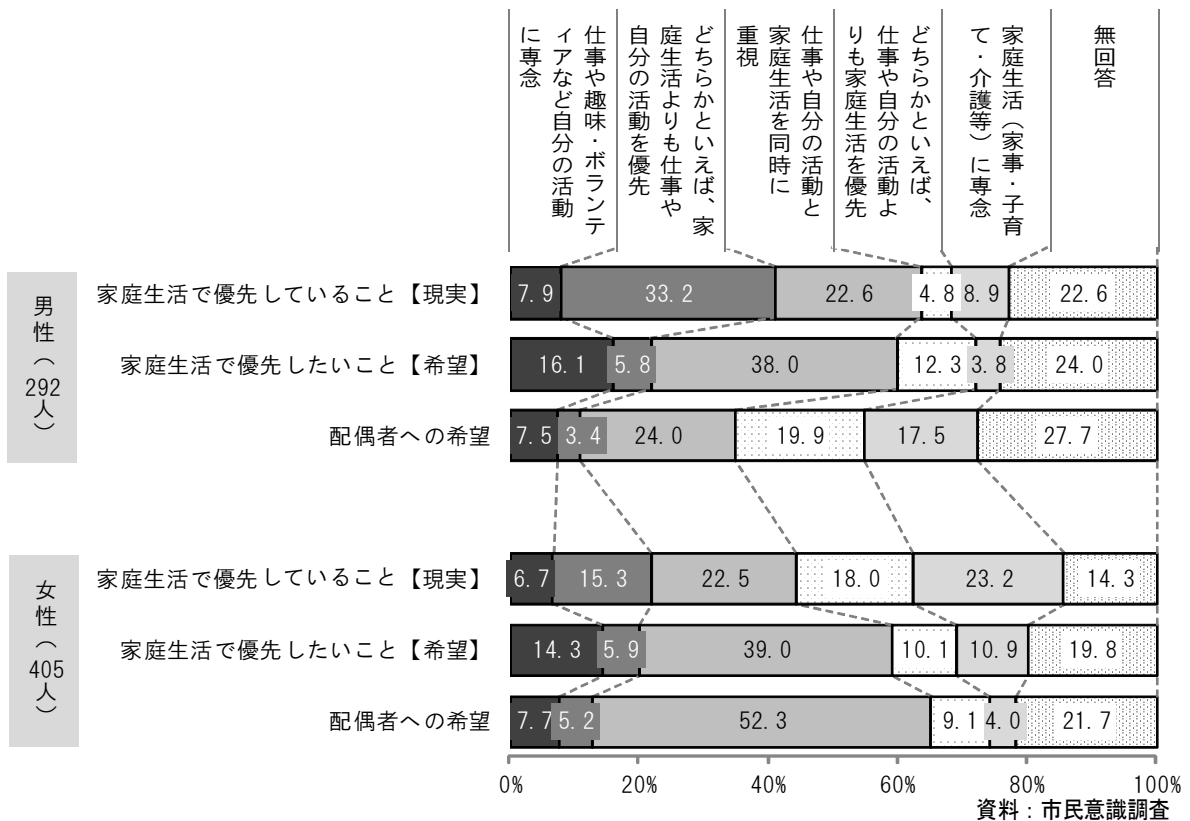
図表 48 “女性は結婚したら自分より家族を中心に考えて生活した方がよい”について



図表 49 一般的に女性が職業をもつことについて

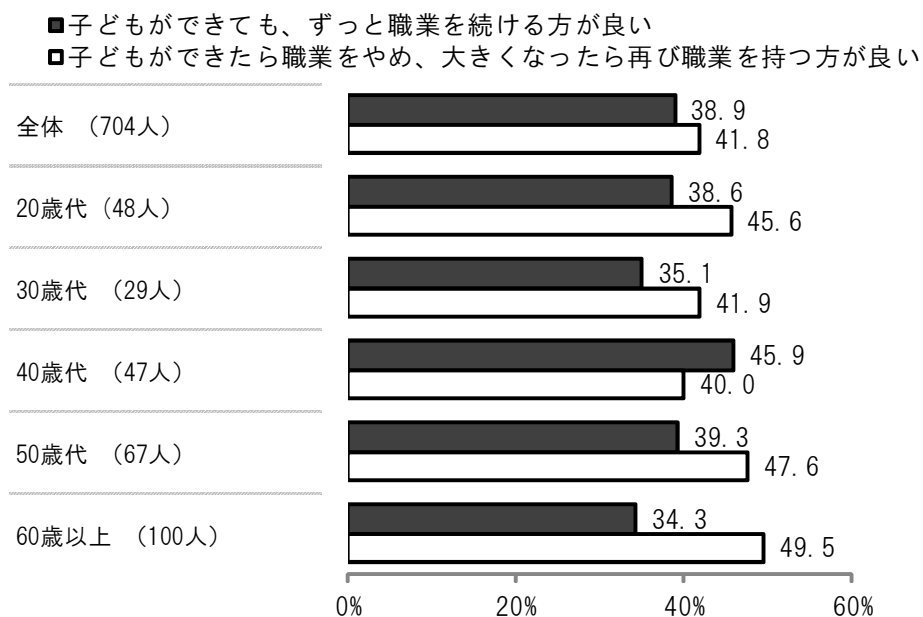


図表 50 家庭生活で優先すること



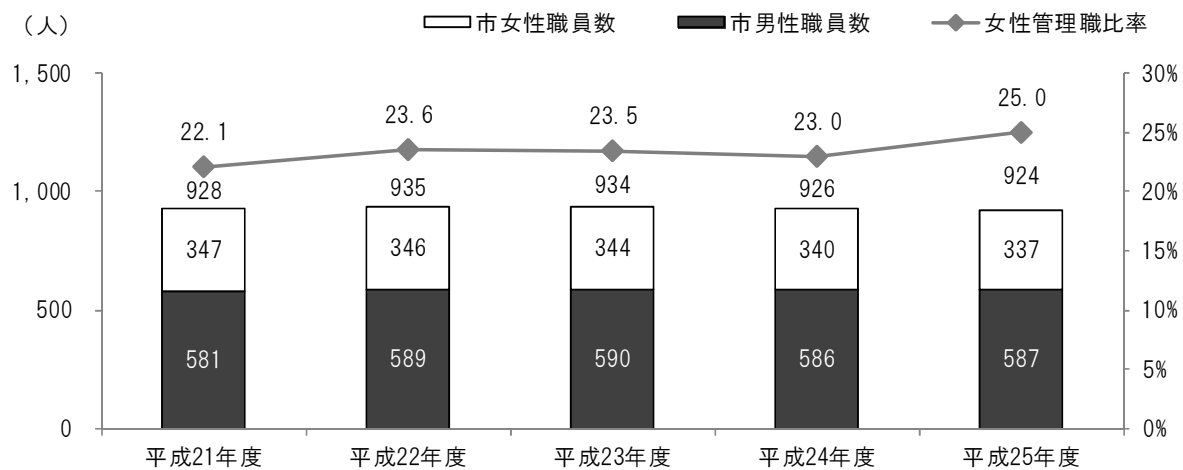
施策の展開
基本目標Ⅳ

図表 51 一般的に女性が職業をもつことについて（男性の年齢別）



資料：市民意識調査

図表 52 市職員の状況



資料：渋川市(職員課)

なお、男女共同参画計画の施策の一つとして男女がともに働きやすい環境のためには、3割を超える女性が「育児・介護休業制度*、労働時間の短縮やフレックスタイム等の就業環境の整備」を求めており、出産・育児休業後の復職や再就職への支援が求められています（図表 53）。

また、就職するためには様々な障害があること、いったん退職した女性には、再び職業をもつことへの“自信の回復”が必要であることが想定されるため、本市の状況に応じた女性のチャレンジ支援*のあり方が求められます。

図表 53 男女が共に働きやすい環境のために必要なこと（年齢別）

	女性が働きやすい環境の理解を深める	男性の家事・育児への参加を促進する	保育園、放課後児童クラブなどを充実させる	育児・介護休業制度、労働時間の短縮やフレックスタイム等、就業環境を整える	ホームヘルプの派遣など、子育て家庭の家事支援を行う	育児・介護休業制度、労働時間の短縮やフレックスタイム等、就業環境を整える	求人情報の提供やセミナーの開催など、再就職のための支援を充実する	昇給・昇格など、職場での男女平等を進める	自らの職業意識・職業能力を高める	パートタイムの労働状況を改善する	NPOの育成・支援、起業支援など、地域に女性の職業を促進する	テレワーク、在宅ワークなどの就業環境の適正化促進	その他
全体（704人）	13.2	27.0	21.7	17.6	33.1	18.9	15.5	14.5	27.6	13.2	13.2	0.9	
年齢	20歳代（105人）	10.5	30.5	21.0	15.2	33.1	25.7	22.9	16.2	20.0	11.4	14.3	0.0
	30歳代（104人）	13.5	37.5	34.6	16.3	35.6	14.4	16.3	13.5	34.6	11.5	13.5	0.0
	40歳代（132人）	8.3	30.3	21.2	13.6	37.1	16.7	15.2	12.1	30.3	12.1	15.9	2.3
	50歳代（152人）	14.5	25.7	16.4	23.7	30.9	21.1	16.4	14.5	30.9	12.5	11.8	2.0
	60歳以上（209人）	16.7	19.1	20.1	17.7	27.8	17.7	11.0	15.8	23.9	16.3	12.0	0.0

資料：市民意識調査



■ 施策(1) 女性の人材育成と登用の促進

市民に対し、出前講座やセミナーなどを実施して女性の人材育成や、企業における女性登用の必要性について啓発を行います。

また、市職員の女性の採用や管理職登用による人材育成を図ります。

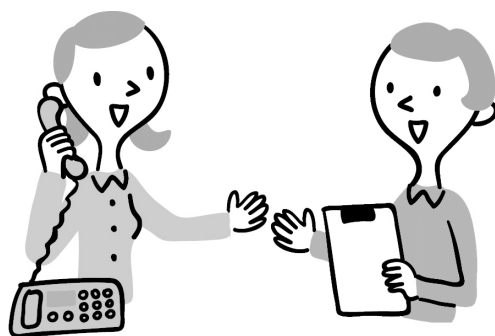
NO	事業	内容	担当課
109	女性役員登用の推進啓発	各種団体等を対象として、女性役員選出の必要性を啓発します。	市民生活課
110	女性人材育成講座の開催	女性の社会参加の足がかりとなるテーマを設定し、男女共同参画のきっかけとなる講座などを開催します。	
111	女性登用率調査・公表の実施（再掲）	調査・公表により、女性の登用率についての意識を高め、様々な方針決定の場への女性の積極的な参画を図ります。	市民生活課
112	新採用職員研修の実施（再掲）	市職員研修において、女性登用の必要性についての意識向上や女性の人材育成を図ります。	職員課
113	職員研修の実施（再掲）		
114	女性職員の管理職への登用の推進	女性職員の職域の拡大及び研修等の参加の推進により、管理職としての能力向上を図ります。	
115	市職員採用における男女平等化の推進	男女共同参画の視点を反映した職員採用を行います。	



■ 施策(2) 再就職等への支援と環境整備

結婚・出産や育児などのため退職した女性の再就職に向けた支援とともに、働く女性がキャリアアップや情報交換できる場をつくることを推進します。

NO	事業	内容	担当課
116	女性の就労支援にかかる情報の提供	事業主、市民等を対象に広報等で女性の就労支援、雇用拡大に関する情報提供や啓発、講座の紹介やセミナーの開催を行います。 また、マザーズハローワーク*等の情報提供を行います。	商工振興課
117	マザーズハローワーク等の情報提供	マザーズハローワークの情報や関連施設について、広報やホームページ、関連講座などを通じて市民に周知します。	市民生活課
118	就業援助相談の実施	市民等を対象に、就業支援相談員による就業相談を行います。	商工振興課
119	働く女性への支援（再掲）	就業中、再就職準備中の女性にキャリアアップやネットワークづくりなど、さらなる活躍へ繋げるための情報提供やセミナーを行います。	市民生活課



5

計画の推進

(1)計画の進行管理の実施

毎年度、計画の実施状況に関する報告書を作成し、庁内推進会議、懇談会への報告を経て市民に公表します。

また、施策の成果が把握できるよう本計画では後期計画の目標値を設定しており、数値目標も含めた点検を行います。

今後も可能な限り数値目標化に努め、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）を確立し、より適切な進行管理に努めます。

(2)庁内の推進体制などの機能充実強化

市職員がジェンダー^{*}に敏感な視点で事業にあたることができるよう、男女共同参画についての職員研修を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき少子化対策を推進するとともに、男女共同参画の目標達成に努めていきます。

なお、基本法第4条及び第15条により、市はあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが規定され、市職員も施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮することが定められています。このため、男女の社会における活動の選択に対して中立的な立場に立った市政を推進します。

(3)市民参画の推進と市民などによる評価の実施

計画の見直しにあたっては、平成24年度に無作為抽出による市民2,000人に市民意識調査を実施し、市民参画の契機としました。このほか、市民意見公募を行いました。

計画の推進状況を客観的に把握、検証するため、後期計画においても引き続き数値目標を設定し、男女共同参画の視点からの評価を継続して実施します。

(4)地域活動団体と事業所などとの連携の強化

今後も地域活動団体や事業所などとの連携を強化するとともに、国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

資料編

1 共働きの区分

回答者の就業形態 (N=704)	配偶者の就業形態 (N=506)		
	自営業や管理職・正社員など常勤的な就業形態 (52.2%)	派遣やパートなど非常勤的な雇用形態 (16.6%)	専業主婦・主夫、学生や年金生活者などの無職 (14.4%)
自営業や管理職・正社員など常勤的な就業形態 (42.3%)	共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
派遣やパートなど非常勤的な雇用形態 (25.9%)	準共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
専業主婦・主夫、学生や年金生活者などの無職 (14.2%)	非共働き家庭	非共働き家庭	その他